

# 令和2年第3回

おいらせ町議会定例会

会議録第2号

おいらせ町議会 令和2年第3回定例会記録

おいらせ町議会 令和2年第3回定例会記録				
招集年月日	令和2年9月7日(月)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和2年9月7日 午前10時01分 議長宣告			
散 会	令和2年9月7日 午後 4時03分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	佐々木 勝	2 番	澤 上 勝
	3 番	馬 場 正 治	4 番	澤 上 訓
	5 番	木 村 忠 一	6 番	田 中 正 一
	7 番	日野口 和 子	8 番	平 野 敏 彦
	9 番	沼 端 務	10 番	吉 村 敏 文
	11 番	澤 頭 好 孝	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 館 芳 信	14 番	松 林 義 光
	15 番	檜 山 忠	16 番	西 館 秀 雄
不応招議員	なし			
出席議員	16名			
欠席議員	なし			
地方自治法 第121条の規定により説明のため出席した者の 職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	西 館 道 幸	政 策 推 進 課 長	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	ま ち づ くり 防 災 課 長	成 田 光 寿
	税 務 課 長	福 田 輝 雄	町 民 課 長	澤 頭 則 光
	保 健 こ ど も 課 長	小 向 正 志	介 護 福 祉 課 長	田 中 淳 也
	農 林 水 産 課 長	三 村 俊 介	商 工 観 光 課 長	久 保 田 優 治
	地 域 整 備 課 長	泉 山 裕 一	会 計 管 理 者	佐 々 木 拓 仁
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	柏 崎 和 紀	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	松 山 公 士
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	西 館 道 幸	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 村 俊 介
	監 査 委 員 事 務 局 長	赤 坂 千 敏	監 査 委 員	柏 崎 堅 一

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	赤坂千敏	事務局 次長	高橋勝江
	主任 主査	袴田光雄		
町長提出議案の題目	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
議員提出議案の題目	.....			
	.....			
	.....			
開 議	午前10時01分			
議事日程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)			
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	7番 日野口 和子 議員			
	8番 平野 敏彦 議員			

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開議宣告	事務局長 (赤坂千敏君)	<p>おはようございます。</p> <p>議会開会前に、一般質問について若干ご説明申し上げます。</p> <p>本日は5人の一般質問が予定されております。</p> <p>質問時間は60分以内としております。時間制限の5分前には次のように呼び鈴を鳴らします。また、60分に達しますと次のようにベルを鳴らします。このベルが鳴りましたら、速やかに質問を終了願います。</p> <p>それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p> <p>ご着席ください。</p>
	西館議長	<p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染防止対策として、密集を防ぐため、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長には出席の自粛をしていただきましたので、その旨ご報告いたします。</p> <p>なお、感染対策として、町民憲章の唱和を省略することをお知らせいたします。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時01分)</p>
議事日程報告	西館議長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>一般質問は、通告書により順に発言し、次の質問に入る際はその旨を告知し、発言してください。</p> <p>おいらせ町議会会議規則第54条により、「発言は簡便とし、議題外にわたり範囲を超えてはならない」、「質疑は、自己の意見を述べることができない」とされておりますので、改めてお知らせいたします。</p>
一般質問	西館議長	<p>日程第1、一般質問を行います。</p>

質疑	2番 (澤上 勝君)	<p>抽せん順に発言を許します。</p> <p>1席2番、澤上 勝議員の一般質問を許します。2番、澤上 勝議員。</p> <p>1席2番、澤上 勝です。おはようございます。</p> <p>新型コロナウイルスから半年、感染対策及びコロナ禍の影響を受ける町内の経済対策等に毎日頑張っている町長を筆頭に三役、各課長、職員の皆さんと医療関係者の皆様に感謝と敬意を申し上げます。</p> <p>また、我が町の最近のよいニュースということで、私から3点。</p> <p>1つ目は、新聞、テレビで県内報道されました大東建託様、過去最大級の居住満足度調査を行ったところ、「街の住み心地ランキング2020」で当町が県内1位、東北6県で10位と報道。調査内容は、居住の地の住み心地55項目にわたる設問の結果であり、その中には行政サービスも評価されているところであります。</p> <p>2つ目は、高齢化率も県内で下から三沢、六ヶ所村の次の3番目で、高齢化率26.77と低く、その要因は人口増加に伴うものであると思うところです。また、出生率でも県内で上から三沢、六ヶ所村、東北町、今日は東北町の議員さん方、何名か傍聴に来ておりますけれども、東通村の次で5番目、出生率1.64と高く、その要因は子育てしやすい環境にあるとあります。</p> <p>3つ目、最後でありますけれども、先般もお話をしました木ノ下地区にスーパーセンタートライアルおいらせ店出店、1,160坪、約4反歩ですね、24時間営業、食料品、日用品、医療品ほかが来年4月開店予定との先月22日の地区での説明であり、北部地区の生活利便性がよくなるということは、コンパクトシティーに近くなり、定住促進が進むものと予想されます。</p> <p>前置きが長くなりましたが、通告に基づいて一問一答方式で質問するので、真摯なる答弁をよろしくお願いいたします。</p> <p>1つ目は新型コロナウイルス休校の対応ということで、1つ、新型コロナウイルスでの休校による児童生徒の学習の実態はということで教育長のほうからお願いいたします。</p>
答弁	西館議長 教育委員会教育長	<p>教育長。</p> <p>1席2番、澤上 勝議員のご質問にお答えをいたします。</p>

	(松林義一君)	<p>新型コロナウイルス感染症に伴う学校の休校措置は、昨年度末に国からの要請に基づいて実施したものが実質15日間、今年度、国の緊急事態宣言の全国への拡大により実施したものが実質7日間となっております。</p> <p>これら休校措置等を含めて、昨年度から現在まで、町内の小中学校8校において、児童生徒への学習指導等に繰越しや遅れなどは生じておりません。</p> <p>以上であります。</p>
	西館議長	2番。
質疑	2番 (澤上 勝君)	その休校中の児童生徒への対応ということで、学習においてどのような措置を取ったのか、お答えをお願いします。
	西館議長	教育長。
答弁	教育委員会教育長 (松林義一君)	<p>先ほども触れましたけれども、今年度、実質7日間の学校の休校措置を取りましたが、授業の遅れはありませんでした。</p> <p>ただし、2学期以降の休校に備えて、各校では夏休み期間中、3日間から4日間を出校日として設定し、授業時数の確保、学習の定着を図っているところであります。</p> <p>以上であります。</p>
	西館議長	2番。
質疑	2番 (澤上 勝君)	再度伺いますけれども、15日間が前年度、新学期で7日間、その間の遅れは取り戻したと聞きますけれども、その間の子供たちの学習というものはプリントなり、それから戸別訪問するなりして、どうしていたのか、その実態の説明をお願いします。
	西館議長	教育長。
答弁	教育委員会教育長 (松林義一君)	<p>お答えをいたします。</p> <p>昨年度の3月のとき、あるいは今年度になってからも休校措置はありましたけれども、その間、学校のほうの対応としてはプリント</p>

		<p>等を準備して子供たちに渡して、自宅で勉強できるような措置を取っております。</p> <p>なお、電話等でもいろいろな子供たちと接触を図りながら、健康観察等に努めてきたところであります。学校のほうはただ休ませるのではなくて、家庭においてもしっかりと学習に取り組むような手だてを講じるように努力はしてきたというところであります。</p> <p>すみません。今、課長からも指摘がありまして、家庭訪問にも行っているところ、ただし中に入ることはできませんけれども、家庭訪問等も実施しているところであります。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。</p> <p>プリントとか、いろいろな形で個別に指導したということであり ます。</p> <p>もう一つ伺いますけれども、小学校1年生が入って多分、何日もしないうちに休みに入っているわけですがけれども、その辺の小学校1年生への対応がもし特別あったとしたならば、報告をお願いします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>小学校1年生のほうですけれども、当町では入学式等も行っています。そのときに子供たちへの指導もできておりますので、急に休んだわけではなくて、休みに入る前に事前の指導等も行える状況にありました。</p> <p>1年生に限らず小学校低学年のほうは非常に気を使うんですけれども、できるだけそういう戸惑わないような指導の努力は続けてきたということでもあります。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。</p> <p>(2)のほうへ移ります。</p> <p>休校中の授業の遅れを確保するためにどんな対応をしたのかということ、教育長のほうからお願いします。</p>

答弁	西館議長  教育委員会教育長 (松林義一君)	教育長。  1学期のことのお話をさせていただきますが、当町では運動会あるいは様々な行事等を取りやめたり延期したりしております。運動会については、運動会をもし仮に実施したとなると、その練習等でも平日の授業時数に組み込んで練習をすることが多かったのですが、その運動会そのものが2学期のほうに延期になっておりますので、1学期間はその練習に充てる時間を授業に使えたので、遅れているというよりは、むしろいつもより早く進んでいる傾向があるという報告を受けております。  以上です。
質疑	西館議長  2番 (澤上 勝君)	2番。  特に中学校では高校受験も控えておりますので、その辺の特別の授業等をした実態があるのかないのか、その辺をお願いします。
答弁	西館議長  教育委員会教育長 (松林義一君)	教育長。  高校受験のための特別な対応は、今のところしておりません。そういうことの報告は受けておりませんが、通常の1学年、小学校6学年、中学校は3学年、通常のスPEEDで進んでいるところであります。
質疑	西館議長  2番 (澤上 勝君)  西館議長	2番。  今、教育長のさっきの答弁の中にも運動会の話がありました。9月、今、小学校、木ノ下では18日、中学校では25日、来賓についてはご遠慮いただきたいという丁重なる手紙はもらってありましたけれども、私が疑問に思ったのは、なぜ平日、金曜日なんですよ、どちらも。これは教育長の管轄であるのかないのか分かりませんが、もしその辺、ありましたらご答弁をお願いします。  教育長。

<p>答弁</p>	<p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>お答えをいたします。</p> <p>なぜ平日に行くかということについてですけれども、土曜日、日曜日にもし仮に実施したとなると、できるだけグラウンド、学校に集める人数を少なくしたいということから考えると、なかなかこの土曜日、日曜日、グラウンドに集まることを制限するのがなかなか難しいという状況もあります。</p> <p>ですから、平日に開催して、学校のほうとしては通常の参観日の考え方で実施して、その競技のある時間のところ、例えば1・2年生のところの競技には1・2年生の保護者に来てもらって子供たちの様子を見てもらうと。それ以外の学年の保護者は時間をずらしてというような形で、できるだけ密を避ける形で行事を考えてやった結果、土日ではなくて平日開催をします。</p> <p>平日開催をすることのもう一つのメリットとしては、給食を提供しながら実施できるということもありますので。</p> <p>以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。</p> <p>今の答弁の中でちょっと確認をしますけれども、木ノ下小・中は分かるんですけれども、各学校も平日だという理解でよろしいのか。</p> <p>あともう一つは、各父兄がそれをある程度、これは理解しなければならぬと思うし、時間差でやって、でも通達にはご両親のみという通達が行っているそうですから、これによって完全に密なるものは、私はこうならないような気がするわけですね、もう限定する中で。やはり職場を休んでまで来なければならない父兄もなきにしもあらずでありますから、その辺の答弁を再度お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>まず、運動会のやり方については、当然、校長会等でも話し合いをしながら歩調をそろえるような形で町内では進んでおります。その中で出てきたところで、校長たちのほうから、プログラムは事前に当然配布すると。その時間もきちっと守って、その時間帯に合わせて保護者が来て、それ以外の時間帯のところはなるべく避けて来ないような形で、当該の学年のところの保護者が集まるような形にす</p>

		<p>るということで、密を避けていくということの努力をするという話を今しているところであります。</p> <p>どの学校も、大きい学校、ニーズの多い学校、小さい学校、あるんですが、集まってなかなかこの3密状態になると非常に難しい状況もありますので、できるだけそういうことを避ける、リスクを避ける形で進めていっているところでありますので、ご理解をいただければなと思っておりますので。</p> <p>以上です。</p> <p>2番。</p> <p>教育長は前から慎重に、慎重にということでもありますので、その考え方の中での運動会等であるかと思っておりますので、私は理解をしまして、次、(3)再度の緊急事態に備えてオンライン授業の町の導入状況はということで、これも教育長のほうに。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>これまで当教育委員会では、文部科学省が示した学校での学習活動における積極的な情報通信技術、いわゆるICTの活用、充実のためにタブレット等の端末機器を児童生徒1人に1台整備するため、検討してまいりました。</p> <p>この機器整備と家庭でのWi-Fi環境により、議員ご質問のオンライン授業も可能になると思っております。そのために整備費用を今定例会の補正予算に計上させていただいております。</p> <p>今後、オンライン授業を含めて、長期休校時における学習の在り方や手法、さらに家庭にWi-Fi環境がない児童生徒への対応方法などを検討していく必要がありますが、その前提となる端末機器等の整備につきましては、ぜひご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p> <p>2番。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p> <p>西館議長</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>これまで当教育委員会では、文部科学省が示した学校での学習活動における積極的な情報通信技術、いわゆるICTの活用、充実のためにタブレット等の端末機器を児童生徒1人に1台整備するため、検討してまいりました。</p> <p>この機器整備と家庭でのWi-Fi環境により、議員ご質問のオンライン授業も可能になると思っております。そのために整備費用を今定例会の補正予算に計上させていただいております。</p> <p>今後、オンライン授業を含めて、長期休校時における学習の在り方や手法、さらに家庭にWi-Fi環境がない児童生徒への対応方法などを検討していく必要がありますが、その前提となる端末機器等の整備につきましては、ぜひご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p> <p>2番。</p>

質疑	2番 (澤上 勝君)	<p>新聞、並びに今の補正で計上されておるので、進んでいるということ          ことで理解しますが、今、教育長の答弁の中にありましたけれども、家庭環境の中でそれが整備されていない部分があるかと          私は思います。その辺、今このおいらせ町の実態の中で何%ぐらい          を占めるのか、そしてその後、実質稼働させるためには全児童生徒          が平等、均等に、その対応をどう考えているのか、ご説明をお願いします。</p>
答弁	西館議長  学務課長 (柏崎和紀君)	<p>学務課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>今年になってアンケートを取らせていただきました。小中学生で          すね。その中で、各家庭で「W i - F i 環境が整備されていますか」          という問いに対しまして、小学生では75.5%の家庭で整備され          ている、中学生では89.9%、約9割の家庭で整備されていると          いう結果でございました。</p> <p>また、今後、W i - F i 環境がない家庭にどうするかということ          の検討ですけれども、まず第1段階で考えているのは、長期休業に          こういった機械、オンライン授業というのが活用されてくるのかな          と。そうすると、学校自体が使える環境になるのではないかと、仮に          学校に出ても消毒とかをすると、長期休業を例えば1か月した中          でも、もう翌週くらいには学校が使えるので、分散登校は今、全国          でもやられているので、W i - F i 環境がない子は学校のW i - F i          環境を使って、そういった無線LANを使って学校で機器を使うと          か、そういった形で全校児童生徒が使えるような環境を整えられる          のではないかなというのは今考えているところです。</p> <p>そのほかについては、今後また深く考えていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長  2番 (澤上 勝君)	<p>2番。</p> <p>今、課長が説明したのは理解できますけれども、私が聞いている          のは家庭環境の中で使えない子供たちが多分出ると思うんですよ。          やっぱりその格差というものはある程度、多分、何か月やれば出る</p>

		<p>と思うんです。その対応を今考えなければ、やはり機械だけを与えても、その辺の考え方をもう少し掘り下げて説明をお願いします。</p> <p>西館議長 学務課長 (柏崎和紀君)</p> <p>学務課長。 今、直接、教育委員会なりがW i - F i 環境を整えてあげるとい うのはかなり難しいものがあると思うので、先ほど言ったとおり、 その環境にない子が機械を使うために学校で分散、要するに密にな らなければ学校を使える環境になると思っておりますので、例えば 1クラスに5人とか10人、さっきだとそれほど率からいくと集ま る子はいないので、せいぜい各クラス5人程度ではないのかなと。 であれば、その子たちには学校に登校してもらってオンラインの授 業を受けていただくとか、そういったことでとりあえずは何とか皆 さんと同じ環境での授業は受けられるのではないかとということで、 分散登校していただくということを考えているところです。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長 2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。 それはそれとして、オンライン化すれば、逆に不登校なり、けが をして休むなり、病気で入院したりしたとき、自分なりに勉強でき るという環境があるかと思えますけれども、その辺はどう考えてい ますか。</p>
答弁	<p>西館議長 教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。 お答えをいたします。 不登校の子たち、あるいは急にけがで休んだりする子たちがオン ラインで授業ができるというのは非常に大きな可能性として私も考 えております。ですから、いざというときに使えるように、まずは 端末を子供たちに渡して、学校の中でこれを使う練習をまずはとこ とんやっついていかないと、いざというときは使えないということもあ りますので、議員お話しのとおり、非常に可能性としては私も感じ ております。</p> <p>以上です。</p>

質疑	西館議長  2番 (澤上 勝君)	2番。  学校の環境の中でびっしり生徒たちに教育していただければと思います。  続きまして、大きい2番、当町の学力テストの結果ということで、1つは(1)我が町の中学校3年生と小学校6年生における全国学力テスト学力・学習の結果はということで、教育長からお願いします。
答弁	西館議長  教育委員会教育長 (松林義一君)	教育長。  お答えをいたします。  全国学力テストにつきましては、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施されておりません。  また、ここ数年で調査対象教科や集計方法が変わっており、比較対象の数値が統一できない部分もありますが、小学校では昨年度までの3年間、平成29年度から平成31年度までですが、ほとんどの教科、調査項目で全国平均及び県平均を上回っております。  中学校においては、多くの教科、調査項目で僅かに県平均には及ばないものの、全国平均とほぼ同等の結果となっております。  以上であります。
質疑	西館議長  2番 (澤上 勝君)	2番。  教育長のほうから、小学校は全国平均を上回っている、中学校も上回っているという、本当に頼もしい回答をいただきましたけれども、やはり私も今64歳になるわけでありましてけれども、国語、数学、英語の学力というものは高いほど本人の固定の財産になるものと私は思うし、学習も高ければよい社会、まちづくりをする人になると思うので、常に教育長は教育環境に配慮しながら教育行政を進めていただきたいということでございます。  続きましては、(2)小中学生のスマートフォン、タブレットの所有実態と教育現場の指導体制は。

答弁	<p>西館議長</p> <p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>今年度のスマートフォン等の所有状況等調査は、現在実施中のためその数値はありませんが、これまでの調査結果では、学年が進むにつれてその所持率が高くなってきております。</p> <p>最も所持率の高い中学3年生では、平成28年度にスマートフォンの所持率は42.2%でしたが、昨年度は63%になっております。また、タブレットの所持率も40%を超えてきております。</p> <p>学校では、調べ学習にインターネットを活用しておりますが、スマートフォンを積極的に学習に活用するような指導はしておりません。</p> <p>ただし、これらの機器等を使用するに当たって、情報モラルやSNSなどの被害から自分を守るための対策が必要なことから、その指導に注力している状況であります。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。</p> <p>今、スマホ、タブレットの所持実態、ある町村のものを聞いておりますけれども、それよりずっと高いような気がします。その分、やはりこの町は住みやすい町ですから、そういう環境の中で進んでいるのかなと思うわけでありましてけれども、実態として学校への持込みはないかと思っておりますけれども、その確認と、それから今、教育長も言いましたSNS等での全国的なるトラブル等が発生しておりますので、その辺は家庭とどのように連携、連絡、協力をしているのか、その実態をお願いします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>持込みについて、まずお答えをいたします。</p> <p>持込みは原則禁止になっております。ただし、令和2年7月31日付の文部科学省初等中等教育局長からの通達があつて、小学校、中学校は原則禁止ですが、校長先生との相談の結果、持込みも可能というような通達が来ております。今のところ、原則禁止には変わ</p>

		<p>りはないんですけども、そういうことでこうなっております。</p> <p>次の被害を受けないようにということで保護者とどういうことを行っているかということについてお答えをいたしますが、情報モラルあるいはSNSを通じての被害を受けないようにということで、各学校ではスマートフォン、携帯の使い方等については毎年外部から講師を招いて指導をする、勉強をする機会を設けているところがあります。</p> <p>保護者の方々にも、買って与えるときにはこういう危険性があるということを認識してほしいということは伝えているところではありますが、学校としても一台一台、各個人の携帯を見ながらどういう使い方をしているかというチェックをするわけにはいきませんので、それをチェックできるのはあくまでも買って与えた保護者のみだというふうに考えると、保護者の方々にもそういう危険性は認識してほしいなというふうなところがあります。</p> <p>以上です。</p> <p>2番。</p>
質疑	<p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>今後とも家庭と連携、協力しながら、まず事故のないようによくお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、3番、災害時の生活弱者への対応ということの1つ、災害時における高齢者及び障害者の避難対策はということで答弁をお願いします。</p>
	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>1席2番、澤上 勝議員のご質問にお答えします。</p> <p>高齢者や障害者など、配慮を必要とする方々の避難対策については、災害対策基本法及び町の地域防災計画に定められており、取組を進めているところであります。</p> <p>具体的には、安全確保に関する措置を講じること、指定避難所において必要とされる設備の整備に努めるほか、独り暮らしなどにより身寄りのない方、要介護状態等により避難が難しい方など、特に支援が必要な方には、介護保険事業所など、関係機関等と連携し安否確認を行ったり、指定避難所や福祉避難所への避難介助など、当</p>

		<p>事者の状態や災害の状況に応じた支援を行うことにしております。</p> <p>以上です。</p> <p>2番。</p> <p>最近、全国的に発生状況を見ると、想定外の災害が起きているわけでありまして、我が町も津波の災害の体験と申しますか、津波も受けておまして、今、川の氾濫、奥入瀬川氾濫、今いろいろな整備をしておりますけれども、その中で想定外ということで地域の中に流れ込んで高齢者や障害者等が避難する場合、具体的に町の中にはこの名簿なり、多分リストアップをしているかと思っておりますので、それに基づいてどのような、起きたときすぐ対応するか、その辺、担当課長、どうでしょうか。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p> <p>西館議長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>ただいま名簿の作成等についてご質問がありました。</p> <p>まず、全体的な流れについてご説明いたします。</p> <p>行政が全ての高齢者の方々一人一人に個別に対応するのは現実上、無理でございます。まず法律、それから計画上の位置づけからちょっとご説明いたします。</p> <p>まず、災害対策基本法の中では、高齢者、障害者等を要配慮者ということで定義づけております。そのために防災上必要な措置を取りましょうということ、それからそれに基づいて町のほうでも地域防災計画というものを策定しております。この中では、先ほど言いました要配慮者に対する安全確保措置を取りましょうということになってございます。</p> <p>それから、先ほど名簿のお話もありました。実は名簿の作成につきましても、要配慮者の中でも特に避難するときに支援等が必要な方々を、要は自力で避難できない方たちなんです、避難行動要支援者ということで定義をしております。そちらのほうは自治体で名簿を作成し、対象者を把握して、必要な支援、サポートを行うということになってございます。こちらのほうにつきましては、まちづくり防災課防災担当課と介護福祉課のほうで協力しながら、現在名簿を作成している状況でございます。一度名簿は作成したものの、</p>

		<p>まだ不備なところもありますので、改めて不備なところをきちんとする形で現在名簿を作成して、対象者を把握した上で次の手当て、対応というふうに考えてございます。</p> <p>実際の対応になりますが、介護事業所等と連携しながら安否確認や避難支援を行うとか、そういったことになることとなってございます。</p> <p>以上です。</p> <p>2番。</p> <p>名簿等については作成をしているということでもありますけれども、毎日毎日、多分、介護の状況というのは変わってくるはずですから、その辺の実態を早めにつかんでおければと思うし、今聞いたら、その避難しなければならない担当者、養護支援をする方もいるという確認でよろしいかと思っておりますけれども、その辺についてはまだ他町村にも遅れているという話がございますので、我が町は特に海、川を持っておりますので、今後ともその辺の整備を怠ることなく進めていただきたいということでございます。</p> <p>続いては、日常介護における突発的ということで緊急時の避難先を確保できているのか、お願いします。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>先ほどの答弁でも福祉避難所について触れましたが、日常介護が必要な方の避難先として福祉避難所というものがあり、避難所の中の一部に設ける福祉避難スペースと、介護保険事業所等との協定により指定する福祉避難所があります。</p> <p>福祉避難スペースにつきましては、各避難所の一角にスペースを確保し、見守りなどの支援を行いますが、避難所によってスペースには限りがあります。</p> <p>常時介護が必要な方や福祉用具を使用する方などは、福祉避難スペースでの対応が難しいため、福祉避難所に避難させることとなりますが、現在、高齢者、障害者合わせて7事業所の25施設で162人分を確保しております。</p>
	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	

<p>質疑</p>	<p>西館議長  2番 (澤上 勝君)</p>	<p>また、八戸圏域内の市町村で102事業所182施設1,240人分を災害時に相互利用できるように協定を結んでおります。 以上です。</p> <p>2番。</p> <p>今の説明でちょっと確認をしますけれども、福祉避難所ということで各事業所と協定を結んでいるということですが、八戸にもあるということで、失礼ながら夜間等の対応はできるという確認でよろしいでしょうか。</p> <p>それから、事業所以外の避難所というのはどういうところを指すのか、説明をお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>福祉避難所につきましては、先ほど答弁でありましたように、福祉避難スペースというものは町が指定している避難所でありまして、例えば学校とか公共施設等を指します。その中に一部スペースを設けて福祉避難スペースということとしております。</p> <p>もう一つは、先ほど言ったとおり、協定を結んでいる事業所になりまして、夜間等も大丈夫なのかということですが、ほとんどが入所施設の施設でありまして、夜間等も対応可能であります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長  2番 (澤上 勝君)</p> <p>西館議長</p>	<p>2番。</p> <p>再度確認しますけれども、福祉施設ということは、特別老人ホームとか有料老人ホームを指すという確認でよろしいかと思っておりますけれども、その辺と、今、学校とかとありますけれども、学校は夜閉鎖していますけれども、その辺の対応は、誰が鍵を開けてという対応もできているということですか。</p> <p>介護福祉課長。</p>

答弁	介護福祉課長 (田中淳也君)	施設のほうの福祉避難所につきましては、入所施設、特別養護老人ホームや有料老人ホームはありますが、デイサービスセンターとか、そういった施設も含まれます。 それから、学校ということで夜間の対応はまちづくり防災課長のほうにお願いいたします。
	西館議長	次に、まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 (成田光寿君)	学校の避難所の扱いについてご質問がありました。 町のほうで避難所と指定する場合には、町のほうがあらかじめ指定することになりますので、災害が起きたら直ちに小学校が避難所となるものではございません。その災害によって安全な場所で避難所を設けることになります。 よって、対象となる施設を、学校、小学校を使いたいという場合は、あらかじめ町のほうから学校長を通して避難所として使いたいということで鍵の貸し借り等の手続に入ることになろうかと思っております。 以上です。
	西館議長	学務課長。
答弁	学務課長 (柏崎和紀君)	すみません。今のに付け足させていただきます。 鍵は、まち防が昨年度、予備のキーを持っておりますので、職員がそのまま駆けつけることが可能ですし、学校長には事後報告でもいいということで対応することとしております。 以上です。
	西館議長	2番。
質疑	2番 (澤上 勝君)	確認をしますけれども、スピード感が必要なわけですよね。その考え方をしっかりしていないと、いざ本番になったとき大変ですから、机上だけでなくいろいろな場面で、今コロナが終息しないいうちは訓練はできないと思うんですけれども、いつでもその対応をしていただけると。 あともう一つ、課長から確認。今、木ノ下地区の中に有料老人ホ

		ーム、3つ目が9月にオープンして、多分100人ぐらい、あそこは収容できる場所に、3か所できましたので、くっついて。そこも該当になるという確認ですよね。再度お願いします。
答弁	西館議長  介護福祉課長 (田中淳也君)	介護福祉課長。  ただいまありました鶉久保地区にある、9月、今これからオープンする予定の施設ですけれども、ここにつきましてはこれから事業所と詰めて、福祉避難所として何人分を確保できるかというのはこれから調整になります。  以上です。
質疑	西館議長  2番 (澤上 勝君)	2番。  では、再度聞きます。  前からあるネガミさんの1号店、それからローソンの裏にあるひまわりで、あのところは何人を収容できる形になっていますか。
答弁	西館議長  介護福祉課長 (田中淳也君)	通告外ですので。(「議長、次行きます」の声あり)今ちょっと調べている。  介護福祉課長。  今ご質問の鶉久保地区と木ノ下地区にある施設につきましては、現在、福祉避難所としての登録はありません。  以上です。
質疑	西館議長  2番 (澤上 勝君)	2番。  そうすれば、やはり今できたやすらぎとネガミの1号店、それからローソンの裏、これらも事業主さんとお話をして避難場所になるように進めていただければということでございます。  次、行きます。4、町のスマート農業への取組ということで、(1)若い農業者に夢を持たせるためにも、スマート農業機械の導入支援事業の考えはということ。

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>担い手の高齢化や労働力不足が進む中、農業が直面する構造変化に対応するため、スマート農業技術については、これからの農業現場において導入、普及を進めていく必要があると認識しております。</p> <p>町の支援の現状としては、国庫補助事業である経営体育成支援事業や担い手確保・経営強化支援事業の農業機械導入の活用につきまして、農家へ周知しているところであります。しかし、国庫補助事業のため採択される要件が厳しいこともあり、スマート農業機械の導入は町内で進んでいないのが実情であります。</p> <p>スマート農業機械の導入、普及により、農作業における省力・軽労化が図られ、新規就農者や若手農業者の確保や栽培技術力の継承が期待されることから、引き続き現行の国庫補助事業の活用を推進していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。</p> <p>これからスマート農業に取り組んでいく、ただ、国、県のレベルが高いという今、町長のお話でありますけれども、私も調べてきた中では、町の農業は基幹産業でありますし、我々同年代を含めた農業者及び後継者に元気を持たせ、やはり日本の食料率は今40%なんですよ。この前、コロナでマスクは残念ながら自給率が20%。やはりそうならないように、我が国の農業就業人口は1970年で1,000万人でした。今、2020年では5分の1の200万人、2035年には2分の1の100万人までに減少すると予想されています。農業者の減少は、農業者1戸当たりの農地面積の拡大につながるもので、スマート農業が現実的になっている昨今であります。</p> <p>そして、今朝の新聞でも、昨日、東北町で知事トークの中でスマート農業の実績、要望を東北町の農業者の方々が出しております。町内の農業者が省力効果の高い先端農業技術であるドローンでの農薬散布、無人走行等トラクター、また、現在使用している農機具への取付けで無人化できる装備など、導入支援等を町でも国でも県でも、町から力をかけてハードルを低くしていただいて、今後とも検</p>

	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>討していただき、若い農業者に大きな夢を持たせていただきたいと思います。</p> <p>次へ入ります。(2) 農業振興対策の一環として、長芋優良種子の助成事業の考えは。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>長芋の生産に当たっては、農家が品質の劣る種子を使用することによって、産地全体のウイルス感染リスクも否定できないことから、優良種子の必要性は認識しております。</p> <p>ご質問の長芋の優良種子への助成につきましては、農協の産地拡大対策事業において、農協より購入した長芋むかご代金の一部を助成する長芋優良種苗助成の取組によって、農家の所得向上と産地強化が図られていると伺っております。現時点では、町独自の種子助成を行うことは考えておりません。</p> <p>長芋生産農家の農業経営を維持していくには、優良種子への転換を推進し、良品生産により反収の向上に努めていく必要があると思います。町としても品質の状況に注視しつつ、農家への情報提供や意見交換を行うなど、関係団体と連携し、優良種子の普及を図っていきたくと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。</p> <p>今聞きますと、農協のほうではやっているということでもありますけれども、やはり畑作では生産価格で安定している長芋です。津軽地方では新しい長芋の品種やウイルスフリーのむかごを導入して長芋生産に取り組み、収量、収入のアップにつなげていると聞きます。やはり町でも長芋だけでなくいろいろな畑作物の生産者の支援の検討をしていただきたいと。</p> <p>また、成田町長は農業一筋経営をしてきていると思うに、成田町長を支援された中には、町独自の農業施策を期待される方々がたくさんいると推察されます。任期残り1年半しかありませんが、今後の農業施策に期待を申し上げて、一般質問を終わります。</p>

質疑	西館議長	<p>真摯なる答弁、ありがとうございました。</p> <p>これで2番、澤上 勝議員の一般質問を終わります。</p> <p>ここで、11時5分まで暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前10時48分)</p>
	西館議長	<p>休憩前に引き続き、一般質問を行います。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時05分)</p>
	西館議長	<p>2席8番、平野敏彦議員の一般質問を許します。8番、平野敏彦議員。</p>
	8番 (平野敏彦君)	<p>令和2年第3回おいらせ町議会定例会に当たり、議長のお許しを得て、8番、平野敏彦が通告に従いまして一問一答方式により一般質問をさせていただきます。</p> <p>新型コロナウイルス対策に国をはじめ大都市では懸命の感染防止対策に取り組んでおりますが、国の経済対策優先策により感染は全県へと拡大し、医療体制の崩壊が懸念されます。一日も早いワクチンの開発に期待すると同時に、国を挙げて感染対策を強化するよう、町をはじめ私たちも声を上げていきたい思いであります。</p> <p>それでは、通告いたしました一般質問について、町長の所見をお伺いいたします。</p> <p>第1点は、更新防災安全マップについてであります。</p> <p>(1)の、町では8月17日、東公民館で町内会役員等13人に対し、新型コロナウイルス対策に留意した避難所の運営などを説明したと新聞に報道されました。区域内には35の町内会や自主防災組織があり、会長、役員のみを対象として説明会が開催されたのはなぜか、お伺いいたします。</p>
西館議長	<p>町長。</p>	
答弁	町長 (成田 隆君)	<p>2席8番、平野敏彦議員のご質問にお答えします。</p> <p>ご質問の説明会ではありますが、法改正を受けて、県で奥入瀬川と明神川の洪水浸水想定区域を更新、公表したことに伴い、町の防災安全マップも改訂したことから、対象区域の町内会と自主防災組織</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>の方々に対し説明会を開催したものであります。</p> <p>8月17日と19日が東公民館、20日と24日が中央公民館、合計4回開催し、内容として、洪水浸水想定改定に伴い町防災安全マップも更新したことから、その変更点と、町で新型コロナウイルス感染症が流行する中で避難所運営する際の留意点をマニュアルとしてまとめたので、その概要をご説明いたしました。</p> <p>なお、参加対象者に関するご質問ではありますが、新型コロナウイルス感染症予防に十分に配慮した上で説明会を開催する必要があることから、会場内での密集、密接の状態を防ぐため、対象地区の町内会や自主防災組織の代表者や役員等に限定させていただいたものであります。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>コロナ対策が基本になっているというふうなことでありますけれども、私は、この招集者というのは町長になっていきますか。私、これまでの町長の名前で招集する会議等、成立要件がないから何人でもいいんだとか、そういうふうなこの町長の呼んでいる部分での構成要件、非常にぎりぎりでも会議が開催されているわけですね。全然その配慮がなされていないんじゃないかと私は思いますよ。やはり町長が出るんだったら、少なくとも3分の2とか8割とか、そういうふうな形で出席をして、町長とじかにいろいろな意味で意見交換をする大事な機会ですから。</p> <p>ましてや、この今の自主防災組織、それから町内会、これからの避難所運営の在り方については、今町長が言った水害だけではないわけですから、少なくとも複数避難所の役員や運営する、次もありますけれども、そういうふうな関係者にお互いに認識を一つにするというような、会長だけで役員に皆伝えられますか。趣旨を説明できますか。私、資料を見たら大変だな、この内容は簡単じゃないなというふうな思いで見ましたよ。</p> <p>そういうふうな中で、今私が言ったように町長が主催する、招集する会議に対する、そのどのぐらい、半分以上を集めなければならないというふうな思いがあるのか。それとも、来た人だけで説明会をやればいいんだというような思いなのか。ここのところをもう1</p>
-----------	-----------------------------------	---

答弁	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>回確認します。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>議員おっしゃったように、認識を深めるという意味では非常に大事なことだと思っております。</p> <p>今回の説明会の招集でございますが、私、まちづくり防災課長の名前で洪水浸水想定区域の町内会長さん、それから自主防災組織の代表者の方々にご案内したものでございます。</p> <p>説明会の趣旨につきましても、先ほど町長の答弁にありましてとおり、県のほうの公表によって奥入瀬川と明神川、この2つの河川の洪水浸水想定区域が大幅に変わったということなので、対象となる区域の方々にご説明したものでございます。</p> <p>説明会当日も、町長、副町長ともに出席はしてございません。まちづくり防災課課内で全て対応してございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>課長の招集というふうなことであれば、いろいろな要件というのは付されませんが、ただ、私は認識とすれば、本当に今までの説明会でもそうですけれども、対象者が相当いる中でたったそれだけで会議をよく進めるなというような思いがありますよ。新聞にもついているとおり、これを見たら本当に町が真剣にこれに取り組んでいるのかなど。新聞にも書いてある35の町内会、この中で出てきたのが何人もない。本当にこれでいいのかなというふうな思いがあります。</p> <p>それで、次の(2)の質問に入りますけれども、コロナウイルス対策での避難所運営マニュアルでは、多くの避難所を開設し、十分なスペースを確保するとありますが、具体策についてお伺いします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p>

質疑	(成田 隆君)	<p>新型コロナウイルス感染症が流行する中で避難所を運営する場合、密集、密接を避けるための方策が必要となり、特に避難スペースの確保が課題となります。</p> <p>その具体策に関するご質問であります。まず避難所の確保については、いちょう公園体育館や町民交流センターをはじめ、町内の小中学校の体育館など、広いスペースのある体育施設を中心に安全な場所にある集会所等も地域の避難所として活用することを考えております。</p> <p>また、町の避難所だけで十分なスペースが確保できない場合は、災害時における県市町村相互応援協定に基づき、近隣市町村への避難者受入れを県に要請することとしております。</p> <p>このほか、直接、避難所に避難する以外の方法として、住民の方々それぞれにおいて、安全な地域にいる親戚、友人、知人の方の家に身を寄せたり、車中泊などの検討も呼びかけております。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	8番。
	8番 (平野敏彦君)	<p>このマップには場所等がついていまして、私も見ましたけれども、まずこのマップの非常にこの色使いが、余り私は感心しません。というのは、このハザードマップを見ますと色が、境界とかそういうふうなものが非常に重複しているようで、どこがどこかよく分かりませんよ。高齢者だったら余計分かりませんよ。</p> <p>やっぱりテレビに入っていましたけれども、このマップが非常に好評なのが弘前市、テレビに入っていますけれども、テレビに映ったのを見たら、なるほど色使いがうちのほうとは全然違うなど。これは、少なくともこのマップは業者委託でやって作成していると思えますけれども、この原本はどういうふうな形で、担当課のほうで作ったのかどうか、まずそれが1点。</p> <p>それから、今町長が言った避難所ですけれども、いちょう公園体育館、それからいちょう公園、いろいろな形で学校の体育館も使うとありますけれども、今、避難者に十分なスペースを確保するとあるわけですから、3密対策を基準としてこの避難所に大体何人収容できるのか。これには全部避難所の名前が載っていますけれども、例えば体育館だったら、今の3密を避けて避難させる場合は何人に</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長  まちづくり防災課長  (成田光寿君)</p>	<p>なるのか。</p> <p>私が甲洋小学校の学区ですけれども、甲洋小学校学区では75歳以上が深沢47人、一川目274人、二川目が224人、こうあるわけですけれども、小学校の体育館で例えばこれの3割が避難したら、この十分なスペースを確保して避難所を開設できるのかどうか、この2点、お伺いします。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>答弁いたします。もし答弁漏れ等がございましたら、ご指摘いただきたいと思えます。</p> <p>まず1点目、こちらの黄色い防災安全マップの関係でございます。こちらの原本に関するご質問でございましたが、こちらのほうは昨年度の予算において当課のほうから委託をして原稿を作りまして、今年度印刷、製本をしたものでございます。委託先のほうは地図等の業者でありますゼンリンでございます。</p> <p>それから、先ほど色がちょっと見づらいということもございましたが、逆に町民の方からは大変見やすいという好評のご意見もあったということでちょっと申し添えさせていただきたいと思っております。</p> <p>それから、避難所の人数の関係でございます。コロナ禍における避難所運営につきましては、それなりのスペース等を設けなければいけませんので、間隔等、大分取られることになってございます。先ほど平野議員がおっしゃったように、大体3割ぐらい、収容人員も目減りするものとして想定してございます。</p> <p>いちょう公園体育館につきましては、大体120人から140人ぐらいしか収容できないものと、あくまでも机上の計算ではありますが、そのぐらいで想定してございます。</p> <p>それから、甲洋小学校につきましても、細かい数値は今出したものはございませんが、想定している収容人数より大体3割ぐらいでとどめることになってございます。</p> <p>実際、避難対象となる地域の世帯数を見ると十分に賅えないことも十分想定されますので、そちらのほう、今課内のほうでも検討している最中でございます。恐らくこちらで想定している避難所だけでは足りないことも考えられますので、町長の答弁にもありました</p>
-----------	---	--

		<p>とおり、町で用意する指定避難所のほかに各地域にある集会場の活用であったり、それから自主避難する方々の中には車であったり、それから友人、知人宅のほうに身を寄せるといふ方策もあろうかと思っております。</p> <p>それから、その上でも足りないときは、県に依頼して要請して、近隣の市町村等に避難所の開設の運営をお願いするとか、そういったことを想定しながら考えていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>この前の説明のときに、段ボールの購入の説明がありましたけれども、ああいうふうな形でブロックをつくることによって、今の3割の想定している人数の1人当たりのスペースというのは相当取れると思うんですけども、それだったら全然もう対応できなくなるんじゃないですか。例えば、生活館の使用スペースなんていうのは本当に限られると思いますよ。</p> <p>さっきも澤上議員が質問してありますけれども、介護者とかそういうふうな人方が各地域にいるし、それから老老世帯がいっぱいいるんですよ。そうすると、1人が介護としてつかなければ避難できない、そういうふうな人方がいるわけで、ただこの面積でこれだけの部分というふうなものは成り立たないんじゃないですか。この辺、どういうふうに捉えていますか。今、町でこれから購入する段ボールのベッドですか、そういうふうなものとか、そういうふうなくくりのやつ、それはどういうふうに活用されるんですか。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>この前の説明のときに、段ボールの購入の説明がありましたけれども、ああいうふうな形でブロックをつくることによって、今の3割の想定している人数の1人当たりのスペースというのは相当取れると思うんですけども、それだったら全然もう対応できなくなるんじゃないですか。例えば、生活館の使用スペースなんていうのは本当に限られると思いますよ。</p> <p>さっきも澤上議員が質問してありますけれども、介護者とかそういうふうな人方が各地域にいるし、それから老老世帯がいっぱいいるんですよ。そうすると、1人が介護としてつかなければ避難できない、そういうふうな人方がいるわけで、ただこの面積でこれだけの部分というふうなものは成り立たないんじゃないですか。この辺、どういうふうに捉えていますか。今、町でこれから購入する段ボールのベッドですか、そういうふうなものとか、そういうふうなくくりのやつ、それはどういうふうに活用されるんですか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>段ボールのベッドであったり、それからパーティションも、例を挙げますと体育館等の中に1世帯ごとずつに並べますが、世帯ごとの間隔には1メートルから2メートルぐらい、余裕幅を置いて設けることとなります。その1所帯を設けるときに段ボールベッドであったり、それから段ボールのパーティションで仕切りを設けたり、それからベッドを置いたりするものでございます。</p>

質疑		<p>現在購入しているベッド数、それからパーティションについても、全ての避難所で十分賄えるだけのものは用意してございません。そうですね。今の台風の避難所の運営もテレビでも見たんですが、段ボールベッド等を置かずにマット等を敷いて対応しているところも見受けられてございます。</p> <p>この体制を今取ろうとしているところでございますので、全て賄えない部分はそういった代用品を使うなり、そういったことも想定していかなければいけないというふうに思っております。</p> <p>それから、お年寄りであったり、福祉というかな、支援を必要とする方々については、避難所ごとに福祉スペースというものをちゃんと置いて、支援を必要とする方が避難所に来た場合はそちらのほうに身を寄せていただいたり、さらに介護を必要とする方は福祉避難所のほうに移送するなり、そういった対応をしなければと思っております。</p> <p>いずれにしても、災害対応とはこれで大丈夫というものはないので、様々なご意見等をいただきながら日々見直しとか検証等をしながら対応していきたいと考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	8番。
	8番 (平野敏彦君)	<p>施設、それから設備、そういうふうなものがまだ十分に、どういうふうにして活用してどう対応するかというふうなものが明確に示されていないわけで、早めにその確立をしてほしいというふうなことを要望しておきます。</p> <p>それから、(3)に入らせていただきます。この避難所に入る前に職員が検温や体調を聞き取りし、体調不良者は他の施設に避難とあります。この聞き取りをする、それから検温をする、体調不良というふうなことで判断をするこの職員の職種、それから他の施設に避難となる判断の方法、それから付け加えれば他の施設に行かなければならなくなったとき、誰がその他の施設に、自ら他の施設に行かなければならないのか、これ、お願いします。</p>
	西館議長	町長。

答弁	町長 (成田 隆君)	<p>お答えします。</p> <p>まず、職員の職種であります。各避難所には町職員を配置し、それぞれ避難所ごとに係を分担し対応することとしており、入り口での検温や体調聞き取りの係もその一つとなり、一般職員を想定しております。</p> <p>また、ほかの施設への避難の判断の方法であります。検温においては37.5度以上、体調聞き取りにおいては過去2週間以内に37.5度以上の発熱の有無、せき、息苦しさ、強いだるさ、喉の痛み、味覚や嗅覚などの異常の有無、過去2週間以内に感染流行地域との交流の有無を確認し、1つでも該当する場合は発熱または体調不良者として取り扱うこととしております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	西館議長  まちづくり防災課長 (成田光寿君)	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>ほかの施設に避難する際の移動の方法でございますが、想定としては避難者等の自らの個人の自分の車または町の公用車での移送、この2つを想定してございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長  8番 (平野敏彦君)	<p>8番。</p> <p>公用車も用意してあるというふうなこと、それからこの検温や体調の聞き取りは一般職員が当たるんだというふうなことですけれども、説明の資料の中に避難所には保健師を配置しますというふうに書いてあるんですけれども、これが、今の町長の答弁ですと一般職員が当たるということは、保健師の配置はないということですか。</p>
答弁	西館議長  まちづくり防災課長 (成田光寿君)	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>保健師の取扱いにつきましては、常時その避難所に固定して置くのではなくて、様々な避難所を巡回する形を考えてございます。</p> <p>以上です。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>私は一番大事な部分だと思いますよ、町長。3. 11のときに役場の職員も配置になりましたけれども、現場で何をして何をどういうふうな態勢ですかと。地元の人顔も知らない。保健師が一番、高齢者、そういうふうな安心感を与えるんですよ。私の地域では保健師が不眠不休で配置されて、非常にもう高齢者の人、特に女のほうからは「あの人が来て助かった」というような声がたくさんありました。</p> <p>私は職員のことをどうこう言うわけじゃないんですけども、対応の仕方が職員にはちゃんと身についていない。あの当時、携帯電話がありましたけれども、電源がない、つながらない、ただそればかりで、何を避難者にどういうふうな形で対応するかというのは全然なかったですよ。</p> <p>やっぱり私は、今課長が言っているように巡回とかそういうふうなものではなく、私がさっき言った高齢者の数だって半端な数じゃないんでしょう。75歳ですよ、70歳とか65歳になったらまだまだ数が増えるわけですから。そういうふうなものだったら、避難所にはやっぱりそれなりの対応ができる職員の配置というのは必要じゃないですか。巡回させていいというふうな、ちょっと私はこの部分は理解に苦しみますよ。</p> <p>町長、保健師の配置をびしっとするというふうなことではいかがですか。確認したいと思いますよ。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>今、厳しいご指摘がありましたけれども、保健師の数にも限りがあります。そういうことで、今、担当課の課長が説明したように、とりあえず保健師の負担も考えながらということで軽減等もあろうかと思えます。そういうふうにはできるだけ地域でできることは地域、あるいは職員でできることは職員でやってほしいなということでそういうふうにしたと思えます。</p> <p>そしてまた、今いろいろな医療機器等も発達して、素人でも使いこなせるような機器もありますけれども、また、専門的知識がないと使いこなせない機器もあります。また、東日本大震災で職員も相</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>当勉強しているし、災害のときはこれぐらいするというを自覚しているものと私は職員を信じていますけれども、そういう部分でやはり職員の手には負えない部分は保健師に電話するとか、緊急に呼び出してすぐ来てほしいとか、そういうときは病院の休みであれば病院の先生方にもお願い、あるいは看護師さんにもお願いすることもあるかもしれませんが、職員のできる部分は職員、あるいはどうしても専門的知識がないとできない部分はそういうふうにしなから、ただいまのご指摘のことも肝に銘じながら対応していきたいと考えておりますので、2011年のときの災害、津波のときは職員の気質も対応も全然違っていると私は思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>町長がそういうふうに認識しているというふうなことであれば、私は自分の言っていることと差があるのは、ただ、災害は全町、おいらせ町全部が災害を受けることはないと思うんですよ。例えば奥入瀬川ですとこっちの河川の流域、津波ですと海岸線、全避難所に人が入るといえるのはないと思いますよ。そういうふうな限られた避難所に対する職員の配置ですから、私は対応が十分できるんじゃないかと。</p> <p>それと、さっきも言ったように検温する、体調を聞き取りする、そしてまた、血圧、そういうふうなもの、高齢者はちゃんと測ってもらって「大丈夫だ」というような一声をかけてもらえるだけでも違ふと私は思うんですよ。一般の職員で血圧を測れる人がいたら、それなりの人が要請してやるというのなら分かりますよ。私は町長、この辺がちょっとずれているなというふうな。</p> <p>やっぱり奥入瀬川の人だったらこっちのほうの避難所が、津波だったら向こうのほうの避難所だけで限られているわけですから、それだったら町だって限られた避難所へはいろいろな形で対応は可能だというふうなことを理解していただきたいと思いますよ。</p> <p>それから、もうこれはちょっとずれがありますから、4番目に入らせていただきます。</p> <p>避難所運営は、町と地域と避難者が連携して運営していくとあります。町、自主防災組織、町内会の役割を明確にしておいて、こう</p>
-----------	-----------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>いうふうなときにはここが主体、こういうふうな場合はここというふうな形での役割分担というのをぴしっと決めておいたほうがいいと私は思いますが、考え方をお伺いします。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>先ほどの答弁、少し言いたいことがあったんですけども、いいということですので次に入らせていただきますけれども。</p> <p>防災対策の基本は、自分の命は自分で守るという「自助」、地域住民の連携による「共助」、行政が取り組む「公助」、この3つであるとされております。</p> <p>町地域防災計画においても、自助、共助、公助による取組の強化を掲げ、地域住民、自主防災組織、行政、それぞれの役割分担を明確にしつつ、連携の下、取り組みを推進していくこととしており、自主防災組織の活動内容や役割も明記しているところであります。</p> <p>避難所運営に関しては、手順等の詳細についてマニュアルに定めており、町職員、町内会長、自主防災組織の代表者等で避難所運営委員会を設置し、町災害対策本部と連絡調整を行いながら避難所を運営していくこととしております。</p> <p>なお、これらの内容がより実効性を持つことが大切であり、平常時の訓練や研修会を通して、円滑かつ的確な避難所運営を目指したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p> <p>西館議長</p>	<p>8番。</p> <p>今、町長の答弁の中で平常時の訓練、そういうふうなものをやっていたというふうなことですけども、避難所の運営委員会の設置、これについては新たな組織として設置をされるのか。</p> <p>それから、その訓練、スケジュール、そういうふうなものがあったらお聞かせください。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>まちづくり防災課 長 (成田光寿君)</p>	<p>ご質問、2点ほどいただきました。</p> <p>まず、避難所運営委員会の関係であります。こちらのほうは常時設けるものではなくて、災害発生時に避難所ごとにその避難所の中で関係者で委員会を設置するものであります。</p> <p>設置メンバーは、町長の答弁にもありましたとおり、町内会長であったり自主防災組織の代表者であったり町職員であったり、その他、その避難所に避難してきた方々の中から数名をピックアップして委員会のメンバーとして参画していただき、委員会を設置、運営するものでございます。</p> <p>それから、訓練のことでございますが、こちらのほうは自主防災組織のほうと連携、調整しながら行っていくものであります。町のほうで防災訓練等で設定して行う訓練もあれば、自主防災組織ごとに研修であったり訓練等を行う場合もありますので、2つのパターンがあるかと思っております。</p> <p>計画等は、現時点では特に……。すみません。今年度につきましては11月1日予定なんです。コロナ禍における避難所の運営の訓練等を行う予定でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長  8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>運営委員会の設置については、災害発生時に設置をすると。私は、発生してその避難所にいろいろな形で、果たしてこういうふうな地域にはちゃんと自主防災組織、うちの町内はつくっていますよ。いろいろな形で組織をつくって、誰が主体的にその運営をしていくのかというふうなことが明確に、今の説明ですと出ていませんよ。</p> <p>町のこういうふうな形でこういうふうに運営しなさいというふうな方針を出すのか。自主防災組織、そういうふうなものがこの避難所ではそのトップで目配り、気配りをしてこういうふうにしてやっていくのか。町内会はこういうふうな形で、町長が言う自助、共助、公助、こういうふうなもので自分たちができるものといったって、自分たちができないから避難してきているわけですよ。この役割分担でもちゃんとできるようにできないんですか。</p> <p>それと、この運営委員会の設置ですけれども、発生して弱ったことが起きているのにそういうふうな人方も入れて運営するという</p>

<p>答弁</p>	<p>西舘議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>の、ちょっと私は理解に苦しむんですけども、その中身を教えてくださいよ。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>避難所運営委員会のことでご質問がありました。</p> <p>避難所運営委員会の根底にあるのは、まさに共助の考え方であり ます。地域の方々がそれぞれ助け合って避難所を運営していくとい うものでございます。</p> <p>避難所の生活が長期化する場合にあっては、特にその避難所の中 でも様々なルールづくりが必要になってきます。実際、そのルール づくりに当たっては、そこで生活する方々が参画している知恵 を出し合って、ここはこういうふうに直したほうがいいんじゃない か、こういうルールをつかったほうがいいんじゃないかと、そうい う議論を通してルールづくりをして、その避難の生活を何とか過 していただくというものでございます。</p> <p>よって、町とかが強制的に設けるものではなくて、避難所に避難 してきた方々が自らちゃんと考えて、どういうふうな、いい、過 しやすい避難生活を送るにはどうしたらいいかということをちゃ んと話し合った上で、委員会をちゃんと機能させて避難所生活を送 っていただきたいというものでございます。</p> <p>よって、平野議員の言うこととちょっと認識が違うかとも思いま すが、全国的に避難所運営委員会を設置する場合はそういう考え方 の下に設置して運営しているのが実態でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西舘議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>前もそうですけれども、避難所運営の場合ですと、例えば洪水と かそういうふうな形で家屋が浸水して戻れないとか、そういうふう な場合は長期間になるわけで、そういうふうな場合、なおさらいろ いろな意味での事前の分担をちゃんと明確にしておくことによっ て機能が果たせるんじゃないかなと思いますよ。私は中身をもうち よっと分かりやすく、分かるように説明してもらったほうがいいな というふうに思います。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>それでは、次の質問に入らせていただきます。</p> <p>2点目に入りますけれども、コロナウイルス対策に伴う町の支援事業についてであります。</p> <p>今回、国から町への地方創生臨時交付金配分額が2億8,000万円弱、対策事業費は18事業の2億8,000万円が見込まれ、一般財源からの持ち出しは510万円となっています。今までの感染予防対策や生活支援、経済対策等を含めた町の緊急対策事業総額と、他の自治体にはない独自支援事業とその額、また、一般財源の持ち出し額について質問いたします。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>1人10万円を給付した特別定額給付金交付事業を除き説明いたしますが、新型コロナウイルス感染症に対応した事業としては、これまで第1弾から第3弾までお示ししてきました。地方創生臨時交付金や県の地域経済対策事業費補助金を活用した事業のほかにも国、県の補助事業があり、計画段階のものも含めて事業費総額は7億4,062万7,000円と見込んでおります。</p> <p>財源としては、地方創生臨時交付金が3億9,976万4,000円、県の地域経済対策事業補助金が1,500万円、そのほかの国県補助金は1億7,450万2,000円と見込んでおり、差引き一般財源は1億5,136万1,000円となる見込みであります。</p> <p>次に、ほかの自治体にはない独自支援事業についてであります、ひとり親家庭支援商品券支給事業、農水産物プレミアム販売助成事業、休業協力事業所減収者支援給付金交付事業が県内のほかの自治体には見られないようであります。これらの事業費総額は2,795万5,000円で、地方創生臨時交付金や県の地域経済対策事業費補助金を全額充当することにしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番</p>	<p>8番。</p> <p>一般財源の持ち出しが1億5,136万1,000円というふう</p>

<p>答弁</p>	<p>(平野敏彦君)</p> <p>西館議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>なことですけれども、これにいて、それから独自支援事業については独り親家庭、プレミアム商品券等、2,795万円。1次財源の持ち出し総額が今出てきたわけですけれども、これによって財政調整基金の取崩し額がどういふうな形で出てくるのか。財政調整基金には手をつけないよというふうなことなのか。そこをちょっとお伺いします。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>今、一般財源の持ち出し分はどうかというご質問でございました。現在のところ、予算編成に当たって一般財源が足りない部分については、財政調整基金を取り崩して予算を組んでおります。</p> <p>今答弁がありました1億5,000万円の部分は、純粋に一般財源の不足額の増加というふうになりますので、その分、財政調整基金を取り崩して対応することになるかと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>1億5,000万円で財調は充てて対応するというふうなことで、私はさっき言った町の独自支援策、そういうふうなカラーを出すには財調を3億円ぐらい充当してやるのかなというふうな、こうあったんですけれども、財政課長の話ですと1億5,000万円、この分で、これだと例年並みの基金の取崩しとほぼ変わらないんじゃないかなというふうな思いがあります。</p> <p>これからの3次以降も、もしコロナが長引くようだと対応も考えられるかと思しますので、基金がこれだけあるということはまだ3次以降の対応も可能だなというふうな思いがあります。</p> <p>それでは、次の(2)に入らせていただきます。</p> <p>新生児特別定額給付金事業の対象者について、令和3年2月1日まで出生した方1人につき10万円の給付を、令和3年4月1日まで出生した方まで拡大をしていただきたいと思います。その全ての学年が対象になることで、町民からの不公平感を解消できることになると思いますが、町長の考えをお伺いします。</p>

<p>答弁</p>	<p>西舘議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>国の特別定額給付金交付事業は、令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記載されている方が給付対象となっております。</p> <p>当町の新生児特別定額給付金交付事業は、その基準日以降に出生したため給付対象とならなかった新生児に対し、特別定額給付金を給付するものであり、あくまでも給付対象者を基準日時点で母親のおなかの中にいる子供まで拡大したものであり、そのため基準日から40週、280日目に当たる令和3年2月1日までに出生した新生児を対象としています。</p> <p>議員のご質問のように、令和3年4月1日までに出生した新生児に対し子ども世帯に対する支援として給付している自治体もありますが、当町は国の特別定額給付金の基準日はそのままに給付対象者を拡大という考えに立っていることから、その基準日をずらして給付対象者を拡大することまでは考えていないということですので、ご理解をいただきたい。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西舘議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p> <p>西舘議長</p>	<p>8番。</p> <p>私が質問しているのは、学校ですと4月1日から4月1日までが同じ学年であるわけですね。これでいったら、同じ学年で定額給付金をもらうのともらわないのが出てくるわけで、私はこれだとちょっと町としての不公平感を与えるんじゃないかと。</p> <p>町長もいろいろな形で独自の支援策もやっていますから、あわせてこういうふうなものの取組をすることによって、「さすが、成田町長だ」というふうな評価を受けると思うんですけども、基金も幾らも取り崩していないわけですから、教育長、こういうふうな形で1学年の中で半分しか補助金が来ませんよ、半分は対象外ですというふうなことが、私は教育長の見地からいったら、教育長、どう思いますか。ちょっと不平等じゃないですか。</p> <p>教育長。</p>

<p>答弁</p>	<p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>お答えをいたします。 教育界においては、学校の世界では余り差がないようにしていければなという思いではいるところであります。 ただ、これは生まれたあたりのことですから……（「それでいい、そこだけ」の声あり）そこだけ。すみません。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。  それでは、お答えをいたします。 こちらの特別定額給付金につきましては、そもそも国の制度が4月27日という日にちを基準日ということで定めておりまして、その段階で住民登録している方を対象にするという制度でございます。 今回、考え方につきましてはいろいろ会議の中で協議をいたしまして、4月1日にすべきか、あるいは年度末にすべきか、今回のような2月1日までにすべきかというような話合いもしてまいりました。その中でどこに線引きをするのかによって、確実にもらえる、もらえない人というのが出てまいります。年度の区切り、同じ学年で区切っても、次の学年の方はもらえなくてもいいのかとか、あるいは年度で区切れば新年度に生まれた子供はいいのかとかということで、どこでも線引きによって差が出てしまうというようなことでもございまして、それを解消するには、一番分かりやすい方法はやはり4月27日という基準日に戻りまして、その時点でおなかの中にいる子供も1人の人口というふうにみなしまして、その時点で胎児としておなかの中にいる子供は認めましょうということで、2月1日というところで線を引いたということでございます。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長  8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。  政策的に言ったら、これは私が言うような形で取り組むべきですよ。町長、サポートする政策であるわけですから。国の基準は分かりますよ。だから、町独自での支援策とすることによって町長の評価が上がるわけですよ。私はそういうふうな考え方でいったら、町</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>長のあれを縛っているんじゃないですか。私はそう思いますよ。残念です。</p> <p>それでは、(3)の質問に入ります。</p> <p>町の主催や町関係団体のイベントが中止になったんですけれども、この削減となった主な事業、減額される予算総額、これは幾らになりますか。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染リスクを踏まえ中止が決定された町及び町関係団体のイベントに関する経費については、既に金額が確定したものについて、今回の補正予算案にて予算の減額を計上しております。</p> <p>主なものとして、オリンピック聖火リレー通過イベントが約500万円、いちょうマラソン大会が約180万円、全町一斉清掃が約170万円となっております。</p> <p>なお、これに加え、議会からの申出により予算を減額させていただき議会費の費用弁償など、約240万円を合算しますと、減額される予算総額は9月補正の段階で約2,000万円となり、今後の補正見込みを含めると3,000万円を超えるものと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>これは町関係団体のイベント等も中止になっているわけで、私はこの金額を入れたらもっと増えるんじゃないかなというふうな思いがあります。そういうふうな意味でも、先ほどの定額給付金も対応財源があるんじゃないかというふうなことで話をしているわけです。</p> <p>それで、このイベントが町の関係団体、町主催、中止になったんですけれども、敬老会が私のほうでも中止をするというふうなことで会議で決まったようです。各町内も中止。</p> <p>そして、私のところに問合せが来たのは、コロナで今年は敬老会</p>

		<p>はやれないけれども、その対象者1人につき1,000円の記念品を配布するというふうなことになる。今年は敬老会をやらないからよしとするけれども、これ以降、来年、今までは敬老会開催費、参加者1人につき3,000円が予算で交付されてあったんですけども、来年、今年はやるとすれば対象者1人につき記念品が1,000円、参加者1人につき2,000円というふうなことで、これはコロナの関係で今年限りなのか、来年になればこの変更前に返って3,000円で敬老会をやれますよというふうなことなのか、この部分についてちょっと町長から確認しておきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>まず、敬老会の開催についてでございますが、コロナも含めて検討しました。それで、6月議会のほうでも質問とか要望が出されて、まず先ほど言われました1,000円の記念品であります。これにつきましては、これまで開催した場合は1人当たり3,000円、参加できなかった人は100円相当の記念品ということでの差で不公平感が生じておりました。まずそこを解消しましょうということで、1人当たり1,000円の記念品を参加者だけではなくて対象者全員に配りましょうということがまず1つであります。</p> <p>もう一つは、今年度、コロナでこういうことになったかということではなくて、来年度以降も今の1人当たり1,000円と、開催した場合にプラス2,000円ということで考えておまして、1人当たりの3,000円については同じ額でありまして、参加できなかった人にはおよそ1,000円くらいの記念品を渡すと、お贈りするということで考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長  8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>町長、私もボランティアで敬老会に参加していますが、この今の課長の説明で対象者につき記念品代1,000円、それから参加者1人につき2,000円の運営費、こうなればやれないというような町内会の声がありますよ。今まで3,000円だからやれたんだと。これを全世帯対象者に1,000円を配って、今まで運</p>

		<p>営費として3,000円を使ってやっていたものが2,000円になることは、これは町長、ちゃんと見直すべきですよ。</p> <p>今、今年はほとんど各町内は中止ですよ、聞いてみますと。この結果を踏まえてもう1回この部分を、あの話を聞いて、ちょっとこれは私が二、三の町内会から問合せが来たの。何でこういうふうになったんだというふうな。このまま、今年だったらいいと。来年も同じだったら、とてもじゃないけれども、誰がその3,000円の部分のなくなった部分を負担するんだと。町内会でそういうふうな予算は取っていないよと。やれませんか。そういうふうな話ですから、やっぱり町長、これはまずいと思いますよ。</p> <p>記念品は、今のこの1,000円も500円なら返さなければならぬ、600円も……。1,000円、びしっとしたものを買ってみんなに配る。住所があつて住んでいない、遠くの施設にいる、身内がない、いろいろな声が聞こえています、どうするんだと。今すぐ対応しなくてもいい、まだ期間がありますけれども、この辺、この基本的な部分、町長、この3,000円の部分だけは来年は復活しますよというふうなことをこれから検討してもらって、いろいろな意味で町長の評価に関わる部分ですから、ぜひお願いをしたいと思います。お願いします。</p> <p>町長。</p> <p>今、確かに二川目の敬老会に行くと、平野議員をはじめ多くの役場の職員たちも敬老会にボランティアとしていて、ありがたいなとこう感じております。</p> <p>しかし、今日この突然の通告であつて、内部でまだ詰めていない部分があるので、後で通告されるなり、あるいは検討した後、また報告しますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>ありがとうございました。そういうふうな思いがありますので、私の思いを酌んでいただければ助かります。</p> <p>それから、最後の質問に入ります。(4)です。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	
質疑	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p>	<p>スポーツ協会、文化団体等のイベントが中止となっております。3密を避け、小規模での開催や町民の交流を図る対策は重要であります。町民に対し、イベントなどを開催するためのガイドラインを明示し、新しい生活様式へに対応すべきと考えておりますが、お聞かせいただきたいと思っております。</p>
	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>行事イベント等の開催の取扱いについては、議員全員協議会でもご説明したとおり、町内外問わず不特定多数の来場者が見込まれる町主催の行事イベント等について、年内開催分は中止または延期としております。</p> <p>それ以外のものについては、感染症対策を講じた上で、屋内の場合は収容率50%以内、屋外では2メートル程度の十分な間隔を確保し、主催者側の判断の下で実施することとしており、国及び青森県で示している基本的対処方針を踏まえ対応してきているものです。</p> <p>ご質問のイベント開催に当たってのガイドラインにつきましては、感染拡大予防と社会経済活動の両立と新しい生活様式の定着化の観点から、政府が主導の下、様々な業種ごとにガイドライン等作成が取り組まれ、各省庁や各団体からガイドラインが示されております。</p> <p>スポーツや文化活動関係では、文部科学省所管として、「スポーツイベントの再開に向けた感染症拡大予防ガイドライン」、「公民館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」があります。</p> <p>政府の専門家会議の知見や感染拡大の動向等も踏まえ、個別具体的に整理されておりますので、関係団体等で事業等を行う際はこういったガイドラインを活用し、参考にいただければと思っております。</p> <p>町独自に改めて作成することは今の時点では考えておりません。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>8番。</p>

質疑	8番 (平野敏彦君)	<p>そういうふうな考えであれば、次の質問に入ります。</p> <p>最後になります。(5)ですけれども、新しい生活様式として、中長期にわたり感染症対策と向き合う中で、身体的及び精神的な健康を維持する上では体を動かしたりスポーツを行うことが必要とされていますが、特に児童生徒のスポーツ離れとスポーツレベルの低下を心配しております。改善策があったらお示しいただきたいと思っております。</p>
答弁	西館議長  教育委員会教育長 (松林義一君)	<p>教育長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>コロナ禍において、自粛期間の違いはありますが、練習不足については全国的に同じ状況であり、共通の課題であると思っております。</p> <p>スポーツ離れについては、コロナの影響以前からの課題であり、昨年度の全国体力テストで小・中学校とも前年度を下回るなど、子供たちの体力低下と運動離れは進んでいると言えます。その要因として、いろいろあると思いますが、最近特にゲームやスマートフォンの利用時間が長くなっていることも影響していると言われております。</p> <p>そういう中で、具体的な改善策を示すことは難しいとは思っておりますが、教育委員会としましては、コロナ禍での新しい生活様式の中でスポーツ振興が停滞することがないように、今後もスポーツ団体への支援に努め、子供からお年寄りまでスポーツや運動をすることの意義やよさを改めて周知していきたいと考えております。</p> <p>簡単ですが、以上であります。</p>
質疑	西館議長  8番 (平野敏彦君)	<p>8番。</p> <p>スポーツ離れは今言ったことではないというふうなことですけれども、やはり教育委員会としても親とか、それからPTAの会議、スポーツ少年団、それから今、スポーツ少年団で活動して中学校に行くときにはもう民間のクラブチームへそのまま、中学校の部活に所属しない子供が増えて、中学校の部活動ができない状況にあるわ</p>

質疑		<p>けですから、やっぱりそういうふうな実態もちゃんと把握して、もう少し親のほうの意識改革、これに積極的に取り組んでいただきたいと要望します。</p> <p>時間ですので私の質問は以上で終わりますけれども、真摯なる答弁をいただきまして誠にありがとうございました。</p>
	西館議長	<p>これで8番、平野敏彦議員の一般質問を終わります。</p> <p>ここで、お昼のため1時30分まで暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 0時06分)</p>
	西館議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 1時30分)</p>
	西館議長	<p>引き続き、一般質問を行います。</p> <p>3席14番、松林義光議員の一般質問を許します。14番、松林義光議員。</p>
	14番 (松林義光君)	<p>コロナ関係について一般質問をいたします。</p> <p>私どもの保育園でも昨日、コロナ感染拡大を心配しながら運動会を実施いたしました。クラス別に行いました。そして、入替えの際にパイプ椅子等々、全部消毒して、念には念を入れて運動会を実施したわけでありましてけれども、今終わってみますと、感染者が出なければいいなど、こういう心配をしているところでございます。そういうことにおいて、今回はコロナに絞って一般質問しますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>1点目は、先ほど平野議員が質問して大体金額が出ておりますが、恐らく町長は答弁を書いていると思いますので、そのまま質問をいたしたいと思います。</p> <p>コロナウイルス感染拡大防止のため、当町においても鮭まつり、全国将棋祭りをはじめ、ほとんどのイベントを中止しております。イベントの中止により留保した金額は幾らになるのか、また、この財源をどう活用するのか、お伺いいたします。</p>
西館議長	<p>町長。</p>	

答弁	町長 (成田 隆君)	<p>3席14番、松林義光議員のご質問にお答えします。</p> <p>議員ご指摘のとおり、先ほど平野議員に答弁したのとほとんど似たような答弁になって、大変重複して申し訳ありませんけれども、少し聞いてほしいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染リスクを踏まえ中止としました事業等に係る金額は、平野議員にお答えしましたのと同じですけれども、今回の補正予算の段階で約2,000万円、今後の見込みを含めると約3,000万円を超える予算が減額されるものと考えております。</p> <p>その活用についてでありますけれども、当町の一般財源が大変不足しているということから、町税や地方交付税など同様の一般財源として活用したいなと思っておるということでもあります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長  14番 (松林義光君)	<p>14番。</p> <p>2,000万円から、もしくは3,000万円を超える財源が留保されるということでもあります。</p> <p>そこで、これは、この2,000万円、鮭まつりとか全国将棋祭りとか、各実行委員会、補助金団体等々が行うもの、それらを含めた金額なのか、それを教えてもらいたいと思います。</p> <p>それから、イベントの中止は本年12月までとなっております。新年早々行われます町消防団出初め式はどのように考えているのか。成人式については後ほど通告しておりますので、そのときにお伺いをしたいと思います。</p>
答弁	西館議長  財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>財政管財課長。</p> <p>私からは1点目のご質問、この削減金額、2,000万円ないし3,000万円の金額、予算が削減されるということについてのご質問でございました。</p> <p>先ほど答弁がありました3,000万円を超える予算が削減されるというものの内訳についてなんですけれども、鮭まつりであったりだとか、他団体の補助金として流すイベントの経費もこの計算に含まれているところであります。</p>

答弁	西館議長  まちづくり防災課長 (成田光寿君)	以上です。  まちづくり防災課長。  ご質問にお答えいたします。 出初め式の関係でございますが、出初め式につきましては、これからの消防団の幹部会議等がございますので、その中で協議しながら決めることになろうかと思っております。現時点ではまだ未定でございます。
質疑	西館議長  14番 (松林義光君)	14番。  分かりました。 では、次に行きたいと思っております。 コロナ関連で、今後、町税、消費税交付金の減収が懸念されますが、町長はどのように捉えているのかお伺いいたします。
答弁	西館議長  町長 (成田 隆君)	町長。  お答えをします。 議員ご質問の町税や地方消費税交付金については、町の貴重な一般財源であり、その減収につきましても私も議員同様の懸念を抱いております。 まず、町税についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により減収している事業者等に対し、各種の支援を行っているところでもあり、幅広い業種における減収が懸念されます。 具体的な減収規模は、確定申告を経て来年度の賦課作業後に明らかになるため、町税収入は今年度よりも来年度においてより厳しい状況になるものと考えております。 次に、先月17日に内閣府が公表した4月から6月期の国内総生産は、過去最大の落ち込みとのことでもあります。 ご質問の地方消費税交付金については、国内の経済活動が直接反映されることから、その影響を受け、かつてない減収になる可能性があると考えております。今回の補正予算でも、国の積算を参考に減額しておりますが、国内経済の動向については予断を許さない状

		<p>況が続くものと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>14番。</p> <p>今、町長は来年度、かつてない減少額になろうと、なるんじゃないかというふうな答弁であります。大体の金額で結構であります。その額がどのくらいの額になるのか、大まかで結構であります。もし分かりましたら、答弁をお願いしたいと思います。</p> <p>そこで、新型コロナウイルス感染拡大に関連する解雇や雇い止めが全国で5万人を超えていると言われております。青森県においても920名、解雇になっていきますと報道されておりますが、我が町においてこのような状況があるのか、解雇になっている方々があるかどうか、お伺いしたいと思います。</p>
<p>質疑</p>	<p>西舘議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>減収額、おおむねでもというお話をいただきましたけれども、やはり住民税に関しましては今年の収入に対して来年度の課税になりますので、やはり確定申告を経ないとなかなか数字を出すのは厳しいところになっておりますので、ご理解いただければなと思います。</p> <p>ちなみに、当町の個人住民税の所得の内訳につきましては、89%が給料所得になっておりますので、事業所のほうの閉鎖または人員整理の離職とか、あと給料、賞与の減額が大幅にない限りは大きな減収にはならないのかなという形では考えております。</p> <p>ただし、法人町民税、要は事業所につきましては、やはりそれぞれの事業所がかなり厳しい状況に置かれておりますので、4月から大体6月ぐらいまでにつきましてはかなり減収されている事業所が多いと聞いております。ですので、その部分の減収というのはやはり出てくるのかなということで考えております。</p> <p>あと、最後に3税のうちの固定資産税につきましては、固定資産税ですので賦課された固定資産税に対して税金を頂いている形になりますけれども、来年度、令和3年度につきましては評価替えの年になりますので、土地の評価の見直し、あと家屋の減価償却分の反</p>
	<p>西舘議長</p> <p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	
<p>答弁</p>		

		<p>映が3年に1回行われますので、新築家屋が増えていますけれども、今年よりは調定額は減となるという形で見込んでいるところになっておりました。</p> <p>あと、次に離職者の関係なんですけれども、私のほうで分かるのは、国保税を担当しておりますので、要は社保から離職して国保に移る方というのは、コロナ禍のときに、3月、4月のときに数名出てきているという形で相談を受けたものがありました。ただし、6月以降はそんなに離職してという形の相談を受けた記憶がちょっとありませんので、その辺は少しは落ち着いてきているのかなという形で見えておりました。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西舘議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>私からは地方消費税交付金の減収見込みについて答弁いたします。</p> <p>今回の補正予算で計上していますとおり、地方消費税交付金につきましては、当初予算比で今のところ5,300万円の減を見込んでおります。</p> <p>ただし、先ほどこちらは町長が答弁申し上げましたように、4月から6月期の国内総生産の落ち込み等は全く反映されていない数値となっておりますので、国内景気の動向が4月から6月期の低迷が長引くとすれば、さらなる減額、数千万円規模の減額になる可能性もあるものと考えております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西舘議長</p> <p>商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>我が町の解雇状況の件、先ほど税務課長のほうからも若干あったんですが、うちのほうでも先月、先おとついで月と2回ほどハローワークの三沢の所長とお話ししておりましたが、直接的な解雇状況は管内ではないということで、我が町も含め三沢市も管内に入りますが、直接的な部分は届いていないという、状況は分からない状況というか、ないような状況じゃないかなと考えております。</p>

<p>質疑</p>	<p>西舘議長  14番 (松林義光君)</p>	<p>以上です。</p> <p>14番。</p> <p>解雇のほうは、今、税務課長、商工課長の答弁でありますと大きな解雇者は出ていないという話でありまして、安心していただいております。</p> <p>問題は、消費税交付金が減額される可能性はあるという財政課長の答弁であります。ですから、このイベントを留保した金額、2,000万円なのか3,000万円なのか分かりませんが、この金額を大事に使ってほしいと、こう思っているところでございます。</p> <p>次に、コロナ関連に伴う財政調整基金の取崩し金額は2億1,525万円、直近の財政調整基金は7億円余りと新聞報道されていますが、現在の財政調整基金の残額は幾らなのか伺います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西舘議長  町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>新聞により報道されました財政調整基金の残高は、予算ベースでの年度末残高見込みの金額が掲載されております。</p> <p>報道されました金額につきましては、6月補正予算後の段階における財政調整基金の令和2年度末の残高見込みであり、7億1,497万1,000円でありました。</p> <p>今回の補正予算案を反映しますと、財政調整基金の年度末残高見込みは10億4,423万4,000円となると思われまます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西舘議長  14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>今現在は7億円余りと。そして、今、町長の答弁であります、3月ですか、10億円となる見込みでありますということですが、多いのか少ないのか分かりませんが、財政調整基金は工夫していろいろ増額をしていただきたいと、このように思っているところでございます。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>次に、おいらせ町立病院の4・5月の外来・入院患者数ともコロナの影響で減っていると思われます。前年度比での推移を示されたい。あわせて、医業収益も減収していると思われますが、前年度比で減収額は幾らになるのかお伺いいたします。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>ご質問のとおり、おいらせ病院の4月、5月の外来患者数、入院患者数ともに減少しております。</p> <p>まず、外来患者数についてであります。昨年4月の2,833人に対し今年4月は2,391人で、前年比44.2%の減、84.4%、5月は2,463人に対して1,861人で、前年比60.2%の減、75.6%であります。</p> <p>入院患者数につきましては、昨年4月の1,622人に対し今年4月は1,333人で、前年比28.9%の減、82.2%、5月は1,641人に対し1,318人、前年比32.3%の減で80.3%となっております。</p> <p>医業収益につきましては、昨年4月は6,097万2,000円に対し、今年4月は5,587万2,000円で前年比91.6%、5月は6,244万3,000円に対し、5,296万9,000円で前年比84.8%となっております。4月と5月を合わせた減収額は、1,457万4,000円となっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>コロナの影響だと思います。今、町長の答弁であります。外来についても4月は442名、5月は602名、4月、5月、2か月でかなりの患者が減っております。これは4月、5月ですから、6月以降も恐らく減少が続いていると私は思っております。そうなりますと、当然、医業収益も減ってくるわけであり。病院事務長、その後、5月以降、外来・入院患者の推移はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。</p> <p>それからもう一つは、損益勘定留保資金を、この不足分について</p>

答弁	<p>西館議長</p> <p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>充当しますと、町長の提案理由の中にもあります。これは、ちょっとお伺いしますが、町でいいますとこの損益勘定留保資金は財政調整基金に、そういうふうな趣旨のものの金額なのか、そこをお伺いしたいと思います。</p> <p>それで、この留保資金はどのような事態が生じたときにこの留保資金を活用できるのか、そして現在、損益勘定留保資金は幾ら残っているのか、お伺いいたします。</p> <p>病院事務長。</p> <p>それでは、まず1点目の6月以降の減収になります。おっしゃるとおり4月、5月は非常に厳しい数字でありました。6月、7月も厳しい数字でありながら、6月は前年比を超えております。7月はまた少し減っておりますけれども、4月から7月までの減収額は前年に比べて1,911万1,000円の92.3%であります。</p> <p>4月から7月までの数字でありますけれども、前年比を超えてきているのは7月だけにとどまっております。非常に厳しい数字で推移しているというふうなことでご理解いただければなというふうに思っております。</p> <p>次に、留保資金の関係ですけれども、こちらにつきましては建物の減価償却とか、そういうふうなもので既にお金を支出して現金が実際に支払われないというふうなものを留保資金といいまして、減価償却等にも数値、例えば去年であれば5,100万円を減価償却の費用として計上しておりますけれども、そういうふうなお金の支出の伴わないものを留保資金として活用しているというふうなことでございます。</p> <p>今現在幾らかと申しますと、少々お待ちください。</p> <p>あともう一つ、固定資産の除去費も含まれます。それで、今現在、今年度は5,923万2,000円を充てることができると考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>14番</p>	<p>14番。</p> <p>患者数が減って、町長の責任とか病院事務長の責任とか、そうい</p>

	(松林義光君)	うことは一切考えていません。全てがコロナの関係でこのようになっていると思います。 そこで、もう一つ、もう1回確認します。この医業収益が、患者数が減ることによって減収されます。これは、損益勘定留保資金は充当できると町長の提案理由の中にありますけれども、そのように理解して、今何かいろいろな評価額とか、いろいろ言っていますけれども、そういうふうな減収になった場合でもその金は活用できると。そのことをお伺いいたします。
答弁	西舘議長 病院事務長 (田中貴重君)	病院事務長。  まずは資金の質問にお答えをいたします。 留保資金については、今説明したとおりでございますけれども、あくまでも数値的なものでありますので、使えるものという形であれば基本、現金、キャッシュフローの中の今ある金額というふうな形になります。 あくまでも損益計算上、留保資金というふうな部分をうたっていますけれども、実際のお金ではありませんので、それを全てに充てるというふうなことはできないというふうに考えております。 以上です。
質疑	西舘議長 14番 (松林義光君)	14番。  では、副町長、ちょっともう1点だけお伺いします。 この入院患者、外来患者、減ってきたと。赤字になった場合はどのように補填をするんですか。
答弁	西舘議長 副町長 (小向仁生君)	副町長。  先ほど来、事務長が言っております病院の留保資金、赤字になればこれらでもって補填をするというふうなことになるかと。そういうことによって損益勘定をゼロベースに持っていくと、単年度でいけばですね。たしか留保資金も億単位であったような記憶がしておりますので、ここ数年は例えば今年、前年度でいう5,000万円少々であれば、その都度、留保資金を崩して補填していくというふ

質疑	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>うなことでご理解いただきたいというふうに思います。</p> <p>14番。</p> <p>分かりました。病院の事務長、コロナで大変かと思えますけれども、頑張ってもらいたいと、こう思います。</p> <p>次に、毎年1月に成人式を行っております。今年度の成人式は1月に実施するのか。それとも、コロナウイルス感染拡大防止のため中止するのか。あわせて、昨年の出席者は何名で、そのうち県外からの出席者は何名なのか、お伺いたします。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>すみません。14番議員、5番。さっきは……。</p> <p>すみません。いつも忘れるんだよな。ごめんなさい。おわびします。</p> <p>この国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は活用できるのか、お伺いたします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>ご質問の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、緊急に必要な感染拡大防止や医療提供体制の整備、介護・福祉分野の職員の支援等について、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県の取組を包括的に支援することを目的に創設されたものであり、当町でも当交付金を活用した事業として、今定例会の補正予算に事業費を計上しております。</p> <p>まず、一般会計では、児童福祉費において、認定こども園や放課後児童健全育成事業等の事業に対し、1施設・事業につき50万円を上限とし補助する予算を計上しております。介護保険特別会計では、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント業務従事者に対する慰労金1人当たり5万円と感染症対策用の物品購入費を予算計上しております。病院事業会計では、医療従事者や職員等への慰労金1人当たり20万円や、院内感染を防止するために必要な設備整備として診察室、待合室に利用できるユニット式陰圧ルームや</p>

質疑	西館議長  14番 (松林義光君)	<p>簡易隔離病室等の整備に係る予算を計上しております。</p> <p>いずれも補助率は10分の10の県の補助事業として実施するものであります。</p> <p>以上です。</p> <p>14番。</p> <p>分かりました。</p> <p>先ほど成人式の質問をしました。もうさっき言いましたので、答弁をお願いします。</p>
質疑	西館議長  14番 (松林義光君)	<p>いや、また改めて質問してください。</p> <p>議長に言われましたので、もう一度改めて質問いたします。</p> <p>毎年1月に成人式を行っておりますが、今年度の成人式は1月に実施するのか。それとも、コロナウイルス感染拡大防止のため中止するのか。あわせて、昨年の出席者は何名で、そのうち県外からの出席者は何名になっているのか、お伺いいたします。</p>
答弁	西館議長  教育委員会教育長 (松林義一君)	<p>教育長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>成人式の開催については、令和3年1月10日の日曜日に開催する予定としております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年どおりの内容での開催は難しいと考えており、現在、式典の簡素化や祝賀会の実施の有無等については、教育委員会内部で今検討しているところであります。</p> <p>次に、令和元年度成人式出席者数ですが、対象者326名のうち、当日の出席者は237名でした。</p> <p>出席者の内訳は、県内や県外という区分で把握をしておりませんでした。教育委員会内で調査した「県内の高等学校等卒業者の進路状況」の資料から分かる県外の大学への進学率等から判断すると、出席者のおよそ半分ぐらいは県外の方だと推計されるところであります。</p> <p>以上であります。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>8月の広報を見ておりますが、今、教育長が答弁したとおり、成人式は3月10日、行う予定であります。進行も事情によっては変更もあり得るという広報でありました。</p> <p>ところで、今、326名のうち237名が去年出席しております。そのうち県外から大学生とか専門学校等々に行っている方々が多く参加していると思いますので、これはいささか厳しいなど。県内であればそんなに問題はないと思いますけれども、県外から半分くらいの参加者があります。やめている町村もあります。また、中には行っているところもあります。</p> <p>交流センターでこの式典は、この237名、可能なかどうか。昨日の保育園でも全部、今は1メートルですか、前は2メートルのところ、また通達がありまして1メートル以上は距離を置きなさいというふうな通達だったと思います。この交流センターでそのような間隔を取って実施は可能かどうか。</p> <p>教育長は、内容を変更、内容の検討をして今やりますという話があります。ということは、来春は恐らくなしと私は今考えております。それから、百石高校生による料理の提供もなくなるのかなと、こう思っております。</p> <p>その点を併せて、もう一度県外からの半分近くの出席者等々を踏まえて、もう一度答弁をお願いしたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>まず、考え方というか捉え方をお話しさせていただきます。</p> <p>成人式というのは、欠席者もちろんいますけれども、一生に1回の大事な事業だというふうに私も考えております。学校でいえば入学式とか卒業式のような捉え方をしてもいいのかなと思っておりますので、教育委員会としては何とかこれができないものか、今検討をしているところです。これも全国の発生状況の様子を見ながら、あるいは県内の発生状況を見ながら、最終的には考えていかなければならないんですが、何とかこれをやっていきたいなというところ</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長  社会教育・体育課長  (松山公士君)</p>	<p>が本音であります。</p> <p>そこで、百石高校との関係で、今これも打合せをしているところです。会食ができるのか。できない。できなければお弁当のようなものができるかできないか、あるいは持ち帰りのものができるかできないかも含めて百石高校といろいろ相談をしているところであります。</p> <p>なお、県外から多数参加することは想定されますので、そのときにその会場に入っていただく条件をどうするか、これも厳しくすると当然また入ってこれなくなるし、甘くすると当然、感染拡大は心配されます。そこらあたりも少しずつ検討を重ねていきたいなと思っております。</p> <p>なかなか難しいと思うんですが、ついでには来賓等も、今話が出ましたけれども、もしかして来賓のほうも少し制限をせざるを得ないかもしれないということで、いろいろなことを今検討を重ねているところですので、もう少しお待ちいただければなと思っております。</p> <p>あと、課長のほうから。</p> <p>社会教育・体育課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず、1点目の交流センターで間隔を空けて可能かどうかというご質問ですが、1メートル間隔でいくと、昨年並みの出席者であれば可能かなということで今シミュレーションをしていました。</p> <p>2点目の来賓はどうか、縮小かという話でしたが、これも来てくれた出席者の方々の間隔を取るためには、どうしても来賓者の席をちょっと減らす必要がございますので、昨年度でいきますと215名の方に案内を出していました。町内会長も含めて、もちろん議員の皆様も含めて。実際出席80人という出席状況ですが、今回については縮小してということで本当に申し訳ございませんが、そういう形で来る出席者の方の間隔を空けたいと、成人の方の間隔を空けたいということで考えておりましたので、ご理解いただきたいと思っておりました。</p> <p>3点目の百石高校の食物調理科の部分で、当町においては一番、その成人式でのビュッフェ形式の祝賀会というのが特色があるもので、今打合せをしている中では、どうしてもやはり百石高校の食物</p>
-----------	---	--

		<p>調理科さんは何かしてあげたいと、成人の方に何か祝ってあげたいということで、持ち帰り用の例えば焼き菓子なんかを焼いたものを最後配るといふか、持っていってもらおうとか、といった形も考えておりましたので、今後その辺も詰めて固まりましたらお知らせしたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>14番。</p> <p>教育委員会ではいろいろ考え、工夫、検討するようであります。私も何十年前に成人をお祝いしてもらっている一人であります。何とか、人生の節目であります。20年の出発を大いに祝ってもらいたいという気持ちは私も十分持っております。</p> <p>ただ、一番心配なのは、関東方面、仙台、関西等々からやはり案内すると、やはり同級生に会いたい、そういう気持ちから、私はたくさん出席すると思っております。その点も十分に考えて、実施するのであれば実施してもらいたいと、こう思います。</p> <p>これで終わります。</p> <p>これで14番、松林義光議員の一般質問を終わります。</p> <p>ここで、2時20分まで暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 2時06分)</p> <p>休憩前に引き続き、一般質問を行います。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 2時20分)</p> <p>4席13番、西館芳信議員の一般質問を許します。13番、西館芳信議員。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	
質疑	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>本日の私の質問、3点にわたっております。</p> <p>まず第1、コロナ禍をめぐるおいらせ病院等の現状についてということで質問させていただきます。</p> <p>我が町のホームページを見ますと、いろいろなこと、情報がありまして、ともかく全課、全庁を挙げてコロナ対策に腐心しているということがよく分かります。町長をはじめ職員の大半が、9年前で</p>

		<p>すか、3. 11東日本大震災に正面から向かい合っているいろいろ苦労した皆さんということで、その中でいまだに罹患者ゼロというふうなことで、大変頭の下がる思いであります。</p> <p>一方で、NHKのチョコちゃんじゃないけれども、私、ぼさっと生きていまして、もし私がコロナに感染した際、おいらせ病院に入院、できるかできないかは別としてかかるというふうなことになった際、その私の体はどういうふうに搬送され、あるいはどういうふうにいるところなどに回され処理されていくのかなというふうなことを、はたと思ひまして、これは確認のために一般質問で取り上げてみたいというふうなことで、今日この質問を取り上げた次第です。</p> <p>(1) 感染者の搬送、入院ということで、今言いましたように感染病棟、これは感染病床とも言うべきでしょうか、現実に来院者、私を含めて町民の方が陽性と判明したとき、対応の詳細、概略はどうなるのか。</p> <p>ホームページで、これは2月のちょっと古いやつなんですけれども、おいらせ病院のほうで出した患者の皆様へのお願いと。発熱やせき、息切れがあったときには云々ということで、これは必ず事前に最寄りの保健所あるいは医療機関に電話し相談し、指示を受けていただきますよというふうなことがありまして、病院そのものの能動的な体制というのは一つも書かれてありません。ですから、もし病院に搬送、あるいは私がつらいんだということで、もしかしたら検査、これも知らないで直接行ったりなんかした場合、37度5分以上の熱だなというふうなことになったとき、果たしてそれ以降どういうことになるか、まず最初をお願いいたします。</p> <p>町長。</p> <p>4席13番、西館芳信議員のご質問にお答えします。</p> <p>議員の何ですか、教養についていけるか、満足した答弁ができるか分かりませんが、何とか頑張って納得してもらいたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>おいらせ病院は、新型コロナウイルス感染症に対応する帰国者・接触者外来に指定され、発熱やせき等の症状を有している新型コロナウイルス感染症の疑われる患者を診察しております。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	

		<p>しかし、ご質問のとおり、おいらせ病院は重症者及び中等症患者を受け入れることができる感染病床を備えた感染症指定医療機関ではありませんし、感染者専用の病棟を設定する重点医療機関等でもありません。</p> <p>感染者の入院受入れには、設備や機能を備えた医療体制が不可欠であるため、現在のおいらせ病院はその設備や機能、加えて施設構造上から感染者を受け入れる入院医療提供体制とはなっておりません。</p> <p>よって、仮に陽性者が出た場合は、三戸地方保健所に連絡をし、その指示や判断に従うことになります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>今の町長で入り口の疑問というか、なるほど、そういうことかということとはよく分かりました。指定医療機関じゃないと。外来者の重症者も受け付けることができないというふうなことで、それは設備体制的な問題であろうというふうに思います。</p> <p>そこで、私の質問をちょこっと深くする意味で、まず1つ、おいらせ病院ではPCRの検査あるいは抗体検査、これが可能ですか。もしやっているとしたら、その実態、費用はどうなる、保険はどうなるかというふうなこと。</p> <p>これは、私の友人が最近何かその検査キットを取り寄せて一家3人だか4人でやったら、10万円以上になったというふうな話をしていました。随分高いものだなということで、これが医療保険が利かないのであれば結構負担になるなというふうな思いもありますし、こういうふうな検査をめぐる実態はおいらせ病院ではどうなのかということ、まず入り口でよろしくお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>それでは、西館芳信議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>おいらせ病院の検査の体制はどうかということの方でございます。</p> <p>おいらせ病院では、先ほども町長が言ったとおり、帰国者・接触</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長 13番 (西館芳信君)</p>	<p>者外来ということでコロナ感染者疑い患者までを診る医療機関として今行っております。</p> <p>その中で、7月に入りましてから検査試薬として抗原キットを導入して、医師の判断の下、場合によっては県とか保健所の要請の下、そういうふうな判断と指示があれば、保険適用として対処すると。</p> <p>そのほかの部分については自費、よくテレビでPCRの検査をしたと、自費でやりましたというふうな部分については保険適用外だというふうなことで、現在のところ、おいらせ病院では2日から9日までの間の症状がある患者に対しては抗原検査を行うことができます。</p> <p>費用については、ちょっと金額までははっきり分かりませんが、たしか保険適用外だと1万2,000円程度だったと思います。それを医師もしくは保健所、県の要請があって保険適用という形の保険額になると考えております。</p> <p>この後、9月の下旬ぐらいには、おいらせ病院も全自動遺伝子解析装置、要はPCRの機械を導入して、1時間程度で判別できるような体制を組んでまいりたいというふうに思っております。となれば、抗原検査と、あとはPCRの検査で両方で検査体制を拡充していくというふうなことで取り組んでまいりたいというふうに思っております。</p> <p>ただ、時間もかかったりとか、人数、人員の関係もありますので、1日にたくさんの人間を検査するというふうにはまだはいかないかと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>13番。</p> <p>今の答弁、PCR、それから抗原というふうにおっしゃいましたけれども、抗体検査、拡充していくよというふうな意気込み、分かりました。</p> <p>それから、保険については、県だとか保健所の要請があれば、これはできるだろうというふうな話で、いいなというふうに聞いておりましたけれども、では今拡充して行ってPCRとか抗原、抗原は別としてもPCR、緊急に迫ったPCRの検査については1日何人ぐらいができるのですかというふうなことを簡単にお願いたします。</p>
-----------	---------------------------------	--

答弁	西館議長  病院事務長 (田中貴重君)	病院事務長。  PCRの検査につきましては、9月の下旬に導入するというふうな予定で進んでいます。それで、1時間に、機械が1つしかございませんので、その検査試薬が1機械に1個しか対応できません。よって、1つの検査は1時間かかって、また待って1時間、またいれば1時間という形で、1日多くて3から4の検査にとどまろうかというふうに思っております。  以上です。
質疑	西館議長  13番 (西館芳信君)	13番。  3名から4名ということで分かりました。  では、私、陽性ということで病院に行つたと。仮に病院に入ってしまったということになる、あるいは入れなくてもほかのほうに割り当てられると。つまり、こういうふうなところに行きなさいということじゃなくて、入院が必要であれば圏域の医療機関、ほかの病院に移されるということで、(2)番の近隣圏域病院の対応体制ということに質問が移ります。  ここでは三八上北地方の検査数、特に入院患者受入れ可能人員のマックスはということで、入院の受入れ患者、この八戸であり三沢であり、私どものおいらせ町民が入院できるというふうな、今は全国的にある程度下火になってきたんじゃないかなというふうな見方もありますけれども、第3波、第4波もまだまだあるんだと。それから、こういうパンデミックに関しては1年単位のものじゃないんだ、2年、3年、4年、5年というふうに過去の歴史の中で言われているということであれば、そういうふうにこれがばあつとまた数が多くなって、もうほとんどそれこそ人数が多くなった場合、その人数というのはどれぐらいまで可能なのか。マックス、圏域での、それをよろしくお願いします。
答弁	西館議長  町長	町長。  お答えします。

質疑	(成田 隆君)	<p>新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関の体制について、県に問合せをしましたところ、ホームページで公表している情報が全てで、必要以上の情報は公表していないとのことであります。</p> <p>以前に、一部の報道機関の独自取材により、青森県内医療機関の新型コロナウイルス感染症患者対応の病床数が報じられたことがあります。この際もどこの医療機関が新型コロナウイルス感染症に対応し、役割を果たしているのか、把握できませんでした。</p> <p>なお、検査については、八戸市医師会が1週間に3日、運営するPCRセンターにおいて1日当たり20件の検査ができるとされております。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	13番。
	13番 (西館芳信君)	<p>今の答弁、町長の答弁ということじゃなくて、その答弁の根幹になっている関係機関の態度というか、必要以上の情報を公開しないというふうなことに首をかしげざるを得ないんだけど、混乱を招かないためなのかなと思えば、それも仕方なしかなというふうな思いもいたします。</p> <p>そういう細かいことは出ないとしましても、これからそういう患者がたくさん出るようになったら、そういうところに回しても、はい、もう満杯です、飽和状態ですということで断られる可能性が大いにあるし、それを注意してこれから臨まなければならないのも一つの医療の私どもの対策、必要べからざるものだというふうに思います。</p> <p>そこで、我が病院は病床がない、指定医療機関じゃないと言うけれども、私としては、じゃあ指定医療機関に早くなっておいたらいんじゃないかというふうに思います。病床を準備したらいいんじゃないかと。それは恐らくさっきから話をしているように、財政、それから医師をはじめとするスタッフの皆さんの体制、こういういろいろな指定医療となるための基準があるかと思いますが、その基準を示していただいて、私どものおいらせ病院ははるかにそれに及ばないと、話にもならないという状況なのかどうか、努力すれば、いや可能かもしれないよというふうなことなのか、そこを教えてくださいたいと思います。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>おいらせ病院、指定医療機関ではないというふうなことを申し上げました。</p> <p>まず、保健所の役割からちょっとお話をさせてもらいたいと思います。</p> <p>一番最初に、なった場合にどうするんだと、どこに運ばれるとか、どういうふうにして対応するんだというふうなことでございますけれども、まずちょっと少し離れるかもしれませんが、自分で行って陽性の場合、また、家族と行って陽性の場合、車等で自分で保健所からの移動先というか指定先に移動するというふうな形になります。</p> <p>次に、車等で来なくて、自分でも運転できない、要は移動できないというふうな形であれば、県、保健所のほうに移動専用車両みたいなものがありまして、そちらで病院のほうに迎えに来て、指定病院というか、保健所が指定する病院に保健所のほうでその患者を運ぶというふうな形になります。</p> <p>次に、医療機関の体制でございますけれども、まずさっき感染症の質問がありました。まず感染じゃないというふうなことについては、確かにいろいろな要件がございます。例えば感染症指定医療機関であれば、施設の要件、設備の要件、人力的な要件で、例えば施設の中に病室内に個室のトイレやシャワーがあること、おいらせ病院にはございません。あと、外部に感染症の病原体を拡散させないこと、要はフィルター陰圧であることというふうなことで、これもおいらせ病院にはございません。あとは、空気感染を防ぐ気圧のコントロールができるかどうかというふうなことで、これも陰圧の関係ですけれども、これもございません。それと、設備については例えば集中治療室というふうな要件が求められますけれども、これもできておりません。あと、人員については、重症の患者、救急車、救急患者に対して医療を提供する体制が常に整っていることというふうなことで、24時間整っているかとなれば、それはおいらせ病院ではできないというふうなことで、ここの部分については感染医療機関には適さないというふうなことで、今の現状であれば移行が</p>
-----------	--------------------------------------	---

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>できないというふうなものであります。</p> <p>それと、ほかに重点医療機関という県が定める医療機関、あと協力医療機関というふうな医療機関がございまして、重点医療機関については感染患者を優先的に受け入れる機関というふうな病院になります。それと協力医療機関につきましては、感染症の疑い患者を優先的に受け入れるというふうなことで、一時的に預かるというふうなことができる病院というふうなことになります。</p> <p>そういうふうなことで、おいらせ病院としては、現状では指定医療機関にも重点医療機関にも協力医療機関にもちょっとないというふうなことでご理解いただきたいというふうに思います。</p> <p>以上です。</p> <p>13番。</p> <p>指定医療機関への門戸は非常に狭いというふうに、たしか医師何人にして患者何人、患者1人に対して看護師何人というふうなことから始まっているいろいろな基準があつて難しいというのは分かります。</p> <p>ただ、私としてはやっぱりどこの病院でも例えば空きベッドというのは、地域整備課じゃないけれども政策空き家みたいな形であるというふうなことで、そういうふうなことを考えて、すぐもう床を提供する即応ベッドというのは別としても、準備の体制であってもそれは国から認められてお金が、ある程度の助成が出るというふうなこととか、見ればあります。</p> <p>ですから、そういうふうなところを十分研究して、今後患者が増えていった場合、そして私どもおいらせ町内あるいは圏域でもう限られて処理しなければならなくなったときに鑑みて対策に当たってほしいというふうなことをここでは話をしたいと思います。</p> <p>大分時間がなくなりましたので、(3)番、病院経営のデメリットということで、ここについては先ほど14番、松林議員とも重複することがありました。</p> <p>全国どこの病院でも感染者受入れの有無に限らず、経営面の隘路に直面しているが、我がおいらせ病院はどうかというふうなことでここに質問として上げたわけですがけれども、2025年問題、私ども団塊の世代が5年後、75歳、つまり後期高齢者になりますと、そういう人数は2,000万人。それに対して今まで国では一生懸</p>
-----------	------------------------------------	---

		<p>命、医療体制をどういうふうにするかということで対策を講じてきたと。ところが今、こうしてパンデミックの問題が出てきて、もうそれも吹っ飛んでしまうくらい医療、特に地域医療の行く末が分からなくなったというふうなことで、病院の方々の苦労は大いに分かるつもりでございます。</p> <p>そして、全国公私病院連盟というところで今、医業収益率、どのくらい減少しているかということ、先ほど松林議員への答弁で1,900万円、7.7%減少したんだよというふうなことがありました。確かにその統計でも8.3%、たとえコロナを扱っていなくても減少しているんだというのがはっきりと出ています。</p> <p>そういう中であって、対応すべきことに関する、まず1つ、検査機器というのは十分確保できていますか。今これから拡充していくと言ったけれども、医師をはじめとするスタッフの防衛防護策あるいは防護するための器具等、ちゃんと確保できていますかというふうなことをまず1つお願いします。簡単をお願いします。</p> <p>町長。</p> <p>町長 (成田 隆君)</p> <p>お答えします。</p> <p>テレビや新聞で報道されているとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に患者の受診控えが発生し、外来患者や入院患者が減少しております。</p> <p>おいらせ病院も例外ではなく、新型コロナウイルス感染症対策を始めた2月中旬から、外来患者数の減少に加え、入院患者数にも影響が見られました。</p> <p>この結果、病院事業会計において、この2月、3月の2か月の収益減が大きく影響したことは事実であります。</p> <p>現在は、帰国者・接触者外来の指定医療機関として、発熱やせき等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者に対して、周辺の民間病院等では対応できていない医療を提供しております。</p> <p>この厳しい状況下の中で、自治体病院として地域医療の役割を果たすことが、地域住民に理解と信頼を得られる絶好の機会になるものと考えております。</p> <p>当面の間は新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営を強い</p>
--	--	--

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>られると思いますが、地域に必要とされる病院運営を進めることが将来的には経営にもプラスになるものと考え、取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>13番。</p> <p>今の町長の答弁、私は最後にそのことを言ってもらおうかと思ったんですが、期せずして今出てきた。その中で、かえってこういう今のコロナ禍の現状を逆手に取って、信頼できるその対策に努めていきたいという町長の意気軒高な姿というか、気持ちを拝見いたしましたので、それはそれとして本当に感銘を受けた次第です。</p> <p>あと、入院とか手術スケジュールへの悪影響、救急搬送での問題点などはもう散見されていないと。仮にそういうことがあったらぜひ改善していただきたいというふうな思いを込めて、時間がありませんので、ここの1番は終了させていただきます。</p> <p>2番目、農業における労働力の確保ということで、先般、ある農家さんとお会いしまして話をしたところ、春先にニンジンとかキャベツとか植えようとしているものがあつたけれども、労働力の確保、外国人の実習生の新規がなくて受入れができなくて、農協と手を回したんだけどできなくて、あれをもしやっていたら今700万円、そのままうけることができたというふうな話をしておられました。</p> <p>それから、ほかにも例えば皆さんよくご存じの柏崎青果さん、中国人だけ34人、今、労働者としているというふうなことで、外国人労働力の確保ということで、技能実習生の町内受入れ、居住の実態、総人口、国籍、賃金、居住の実態はどうなっていますかということ町内ですね。お聞きします。</p> <p>ちなみに、県の状況をちょこっと調べてみましたら、ちょうど1年前の統計で県内外国人雇用者数ですけども、これは雇用しているところが727事業所3,901人ということで、前年度より24%増加していますよと。ベトナム人が一番のトップで1,800人、全体の46%、中国人975人というふうが続いておまして、これは全体の在留資格ということに鑑みた数でありますけれども、技能実習生に関して話をした場合、これ2,492万2,500人、</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>64%というふうな数になっているというふうなことで、これでも青森県は全国では最低の受入れ数というふうなことだそうです。30万人を超える、今若干コロナ禍で少なくなったかと思いますが、昨年まで32万人ぐらいの外国人が日本で働いていた。いかに今、日本が外国人の労働力に依存しているかというふうなことで、我がおいらせ町はどうですかということをお願いします。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>外国人実習生につきましては、技能実習制度により、実習生を受け入れる各企業と実習生の橋渡し役となる監理団体があっせんを行っており、町内の農業分野においても、監理団体傘下の農業者の下で実習を実施しております。</p> <p>人数については、監理団体や町内の農業者から確認したところ、当町では6件の農業者が合計72人の外国人技能実習生を受け入れております。</p> <p>国籍については、中国が39名、ベトナムが27名、カンボジアが6名となっており、居住地域については町内が66名、三沢市が6名であり、居住の状況については、一戸建て住宅での共同生活、民間所有のアパートや会社の寮で居住しております。</p> <p>賃金については、1年目は最低賃金での雇用ですが、2年目以降、昇給がある事例もありました。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>72人の実習生が町内で稼働しているというふうな答弁でありました。</p> <p>次に移る前に1つ、これだけは踏んでおきたいというふうな質問があります。どこの課でもいいんですが、この72人の町内居住の外国人実習生、この人たちは、狭義の意味あるいは広義の意味でもいいんですが、住民、町民ですかという質問をさせていただきたいと思います。答弁をお願いします。</p>

	<p>西館議長</p>	<p>農林水産課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>それでは、お答えいたします。 72人の内訳ですけれども、おいらせ町民が66人、その他三沢市民が6人という内訳でございます。 以上です。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>13番。(「答弁漏れ」の声あり) 答弁漏れ。(「はい、日本人かどうか、いや、町民かどうかという点です」の声あり) 農林水産課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>町民として住民登録されています。 以上です。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>13番。</p>
<p>質疑</p>	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>あえてこの町民というところを踏んだのは、当然町内に住所を有しているということで、地方自治法上、住民ということがはっきりしております。 それから、我が町の自治基本条例の2条の2項かな、町民は町内に居住を有することで一定の活動云々ということではっきりと定義されているというふうなこと、はっきりと町民として定義されているということであれば、単に外国人労働力ということだけで見るのではなくて、本当に国際交流上の立場からいろいろな人間としての、あるいは国同士のいろいろな文化をはじめとする理解という観点から見て、町でしかるべきこの人たちを応援していく体制が求められるのではないかというふうに私は思いますので、あえて今ここに触れさせていただきました。 町のほうでは、例えば私としてはこの人たちは恐らく製造業、そして農業が一番多いと思います。この72人は特に、八戸は製造業が多いんですけども、ここは、うちはほとんど農業かなというふうに思いますけれども、その辺、どういうふうな形でというか、働いているのか、幾らか情報があれば、こんな形でこんな感じでやっていますよということをお願いします。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>では、お答えいたします。</p> <p>72人は農業分野で働いている技能実習生になります。この72人につきましては、農業生産の全般ということで作業全般ですね。手作業から、一部の会社におきましては機械の使用、操作まで行っている。あと、収穫後の野菜の洗浄とか箱詰めですとか、あとはニンニクやゴボウ等の加工等の作業にも当たっているというふうな現状があります。</p> <p>あと、製造業でございますけれども、こちらは本当に聞ける範囲で確認したんですが、食肉加工ですとか、あるいは建設関係で技能実習生が入ってきているというふうなことを伺っております。その職種等ですけれども、製造業と、多種多様だと思いますが、その会社のほうでこういう形で雇いたいといいますか、実習生を受け入れたいということで受け入れているはずですので、その会社のニーズにマッチした形で受け入れて、その会社で必要な作業を行わせているというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>三村課長、大変よく状況を把握して答弁していただきまして、ありがとうございます。</p> <p>こういう実習生、労働力の確保という観点のもとより、今話をしましたように国際交流、国際協力事業あるいは多文化共生推進事業というふうなことで、国際交流的な観点から見ていかなければならないこういう人たちが今、現下のコロナ禍に非常に苦しんでいると。そして、その実習生とともにそれを雇用している事業者の方々、事業協同組合を設立して、そして監理者となって県から認可を受けて、そして事業者にこういうふうな事業計画、この人たちは日本のいろいろな技術を学んで、そして研修生としてやって、一定の期間が過ぎれば母国に帰って、母国のために今度はその事業を生かすというふうな、そういうふうなこの実習生のシステムですので、非常に社会的には大きな役割のある人たちだと。こういう人たちがコロナ禍にさいなまれているというふうな実情にあつて、町としてはもっと</p>

		<p>もっと支援の手を強めていかなければならないのではないかとこのように思います。</p> <p>3密回避のために、例えば従来以上の居住のスペース、ある人の話ですと結構狭いところに十何人とかが入っていて、街に出るのが最高の喜びで、そのときは羽を伸ばすけれども、寄宿舍、アパートに帰ればほかの人に迷惑をかけないようにひっそりとしているというふうな状況だよというふうなことがあります。このスペースの確保、それはもう空き家をどんどん利用して、日本にはない、部屋とともにいろいろな什器、皿でもベッドでもテレビでも何でもついているようなそういうところを空き家であればあるわけですから、そういうところを町がピックアップしてその人たちのために使ってもらおうと。</p> <p>あるいは、今コロナ禍の中で入国後2週間は都内のホテルに止められて出られないと。では、その2週間のホテル代は事業者である農業者が直接支払わなければならないというふうな状況にあって、非常に事業者である農民の方々の負担が増大してきているというふうな事等があります。</p> <p>こういうふうな中で、どうでしょうか。担当課として、こういうふうな名目の中で支援をしたいなというふうな思いがあったら、ひとつお願いいたします。</p> <p>農林水産課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>ただいまの空き家の活用ですとか、あと2週間の待機費用の助成をしたらというふうなご提案がございました。</p> <p>先ほど議員のほうからお話がありましたこの実習生につきましては、事業者のほうで受け入れておりますけれども、監理団体が外国の受入れ企業と相談した上で受入れを行っているということで、実際この実習生に係る費用につきましては、農業者なり事業者の負担ということになるわけですが、実際に受け入れる、あっせんしている監理団体のほうにもいろいろと外国語の講習ですとか、いろいろな日本の文化を学ぶ、いろいろなそういう機会を設けているというふうな話を聞いております。</p> <p>一部、入居費につきましても、農業者がそういった入居費の一部、</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	

		<p>住居費、管理費を助成したりですとか、あと、外国から来ているということでWi-Fiの環境がどうしても必須だというふうなものもありまして、そういうWi-Fiを整備したりとか、いろいろなことをやっているというふうな話を伺っております。</p> <p>空き家の活用、こちらにつきましては、平成30年度に空家等対策計画というものを策定しまして、その中で空き家の活用と利活用というものがうたわれております。確かに町内の空き家、まだ少ないほうですけども、今後さらに増える可能性がございますので、そういった空き家を居住空間として設ければ、確かに3密回避ですとかそういったものにつながるということで私も思っております。</p> <p>あともう一つ、2週間の待機費用、こちらのほうにつきましては、町のほうでというふうな考え方もあるんですけども、基本的には受入れ先の農業者、こちらのほうの負担になるというのが原則だと思っております。農業者のほうも自分たちの労働力の確保ですとか、あと実際に体力になるというか、売上げのある農業者がやっぱり雇用しているというのが現状ですので、そちらのほうで負担していただくというのが原則ですけども、今後そういったコロナの状況ですとか、見ながら、必要があれば町としても検討していきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>13番、ちょっと確認しますが、今の質問は(3)ですか。(「(3)です。もう最後ですよ」の声あり) (2)は町長の答弁、あると思っただけけれども。(「省いたとか、別に気にしないでください。私、時間のほうが大切ですから。すみません」の声あり) いや、通告しているので、質問は省かれません。だから、(2)。(1)は終わって、(2)に入ってください。(「分かりました」の声あり)</p> <p>13番。</p> <p>すみませんでした。まだ3分にここにありますので、お話しします。</p> <p>(2)の事業協同組合などの実態把握ということで、実習生、つまりそれを受け入れるための事業協同組合というのが県内に……(「あと3分」の声あり) いやいや、次が20分だから。次の(3)が20分だから、20分、20分ということで。本当にすみません。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>ということで、十六、七あるんだけれども、我が町はどうでしょうか。恐らく農業者の人たちの利便に供するためのそういう組合等があつていいかと思うんですけども、その辺、担当課としてはどういうふうに把握しておりますでしょうか。お願いします。</p> <p>町長。</p> <p>私よりも担当課長は詳しいと思いますけれども、答弁書ができていますので読ませていただきます。お答えします。</p> <p>実習生を第一次的に受け入れ、技能実習の指導を行う監理団体について確認したところ、町内には1団体、近隣の三沢市には2団体、八戸市には1団体、組織されております。</p> <p>監理団体傘下の農業者は、実習生の受け入れを主に町内及び近隣の監理団体を通じて行っており、さらに一部の農業者は県外の監理団体を通じて受け入れている状況であります。</p> <p>当町においては、監理団体や実習生を受け入れている農業者への支援は行っておりませんが、監理団体や農業者が入居費、管理費等の助成や住居でのWi-Fiの環境整備、入国後の日本語を学ぶ講習費用の助成をしている事例があります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>町長の答弁は、助成をしている事例があるということにとどまりました。また、三村課長の答弁につきましては、私がいつも言っているWi-Fiに触れてもらった、それから空き家の活用ということにも触れてもらって、その答弁の姿勢そのものは買うところがありますけれども、結論の助成ということについては何ら触れておりませんので、町長、どうでしょうか。</p> <p>町長、農業者として本当にこの外国人労働力の確保がこれからも欠かせないものだということに、恐らく町長もそういうふう感じていらっしゃるのではないかと、感じているかいないかということと、自分としてはこういうふうにしたいというふうな思いがありましたら、一言お願いいたします。</p>

答弁	西館議長  町長 (成田 隆君)	町長。  今、私自身、外国人がおいらせ町民、居住をしているということさえも認識しておりませんで、大変恥ずかしい思いをしているという現実がありまして、農業者の方々には外国人労働者がいなければ、特に大規模な農家の方々にはもう経営できないというふうな、極端な言い方をすればそこまで来ているのではないのかなという気はしております。  しからば、どうすればいいのかということですね。今日、議員から提案がありました。また、農業者の方々からはそういう要望等はまだ私の耳には届いていませんけれども、これから担当課長あるいは担当課の職員たちと相談しながら、どうすればいいのかなということを確認して検討していきたいと思っております。  以上です。
質疑	西館議長  13番 (西館芳信君)  西館議長  西館議長  西館議長  西館議長	13番。  2番ということで、2番まで終わりました。町長の答弁も理解できたところであります。  それでは、3番、農業行政の課題ということで、私は農用地の除外について、これはいろいろな行政サービスの中で私が考えるには一番理解ができない、一番……（「(3)」の声あり）  （3）、もう一度お願いします。会議録作成のために質問と答弁が逆になったりすると大変ですので。（「2番目の3」の声あり） （3）。（「その部分、取り下げさせてください。申し訳ありません。そこの部分、一部」の声あり）  暫時休憩いたします。  <p style="text-align: right;">(休憩 午後 3時00分)</p> 休憩を取り消します。  <p style="text-align: right;">(再開 午後 3時06分)</p> 13番。

<p>質疑</p>	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>本当に迷惑をかけて申し訳ありません。</p> <p>農業行政の課題として、3番目ですね。県の農業行政の在り方なんだけれども、県も関連している、町も関連しているという農用地除外について質問させていただきます。</p> <p>農用地除外、農地を農地でないものに転用する場合に、まず町のほうで10年をかけてつくった農業振興整備計画、これを10年のスパンでもってこの先こういうふうにしていこうというのをつくった整備計画の見直しをしなければならない、変更であろうと除外であろうということで、非常に煩雑な手間がかかるというふうなことは承知しております。</p> <p>そして、この手続については許可取得に1年以上の時間を要するということが常識化しているというふうなことで、これ、例えば農振を除外して今度は転用、農地法の45条の許可を受けて、さらに地域整備課のほうの開発許可というふうなことをやっている、もうもしかすれば1年半もかかってしまうのじゃないかと。</p> <p>今、農業者と一緒になって、いろいろなその作業の人たちが一緒になって6次化を叫んでいる中にそういう1年半、話があめてしまうようなことをやられるかと。もう少しこれをスピード感を持ってやることができないのかというふうなことで、これを取り上げました。</p> <p>農業振興地域整備計画、これそのものは町が今後10年後を計画したと、10年後のことですので。そして、それを変更する場合は、県は恐らく同意だけなんです。本当のこれを受け付けて決定するのは、行政庁は町長なんだけれども、町でやるのが何でこんなに1年もかかるんだということで、手続上のプロセスでこんなにも時間がかかるのはなぜですかと。</p> <p>例えば佐賀県の武雄市だとか、愛知県の犬山市のネットも見てみたんだけど、そこは4ないし5か月とか6か月とかというスパンではっきり出ています。我が町はそういうのは何も出ていないということで、どうしてそんなにかかるんですかということをお願いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  町長</p>	<p>町長。</p> <p>こういう部門で専門の西館議員に答弁するのは少しおこがましい</p>

	<p>(成田 隆君)</p>	<p>んですけれども、釈迦に説法になってしまうかもしれませんけれども、課長方と一生懸命相談して答弁書をつくってありますので、答弁させてもらいます。</p> <p>農振農用地区域は、農業上の利用を確保するために定められた区域であることから、区域内の土地については農業以外の目的への転用は、農振法及び農地法によって厳しく制限されております。</p> <p>しかしながら、やむをえず農業以外の目的へ転用する必要がある場合は、農振法に規定された要件を満たす場合に限り、農用地区域から除外することが可能であります。</p> <p>農振除外により、周辺農地での営農環境に支障が生じるおそれがあることも否定できないことから、市町村には慎重な判断が求められます。</p> <p>農振除外に当たっては、除外の申出から関係団体との調整や意見聴取、農用地利用計画の変更案と理由書の作成、県との事前協議を経て、おおむね30日間の公告、15日間の所有者等関係権利者からの異議申出、その後、知事との本協議を経て、同意があれば、計画の変更決定・縦覧となります。</p> <p>農振農用地は、農業振興という観点から農地を守る立場で設けられていることから、申請から変更決定までとなると、ご指摘のとおり長期間を要することとなりますことをご理解いただきたいと思います。</p> <p>町としても、農振除外の申出があった場合は、申請者へ適切に指導を行うとともに、期間の短縮が少しでも図られるよう県にも働きかけを行ってまいりたいと考えております。</p> <p>先ほど西館議員が、県にはそんなに権限がない町の町長の判断だという話もありましたし、また、愛知県のどこですか、2つばかり名前を挙げてくれましたけれども、そういう部分も含めてこれから担当課長あるいは担当課で勉強しながら、できるものか、できないものか、我が町にそれがすぐ適用になるかどうかも含めて調査させていただきますので、ご了解いただきたいと思います。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>町長の答弁、今かみ砕いてみました。30日の閲覧期間、15日の異議申立ての期間、あるいは県とのやり取りというふうなことを</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p>	<p>考えてみても、どうしても1年というのは今の時代、余りにも長過ぎるというふうな感は否めません。</p> <p>私は、この件に関しては確かに45条の委員会の転用の許可が連動しているけれども、農業委員会に関しては何ら問題ない、文句はありません。</p> <p>ただ、農林水産課サイドで、つまり町長部局のサイドで県のほうといろいろあるんだけれども、もうちょっと頑張れないのかなというふうな思いがありましたが、今幾らか語ってもらったというふうなことで。</p> <p>次に、県と我が町の年間のこの農振の変更、除外、これは件数はどれぐらいあるんですか。</p>
	<p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>これにつきましては、県のほうでは県のほうに全市町村から、そういう除外の申請の手間がくるということで、件数につきましては公表していないので教えられないというふうなことでしたので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>ただ、町のほうですけれども、大体農振除外の申出の相談件数は結構ありますけれども、実際に申請までとなるとやっぱり三、四件ぐらいです。申出があった段階でこちらのほうである程度その案件につきまして農業委員会と相談して、転用が可能かどうか、転用の見込みがあると、実際に農振の農業用地転用したい事業の実施が可能だと、それはもう実施ということで確実にできるということの、そういう農業委員会の協議が整いましたらこちらで申請を受け付けるということになりますので、その辺で若干、案件も様々ありまして、住宅の建築以外でも駐車場とか、いろいろな案件が様々な方がおりますので、それなりに時間はかかりますけれども、大体、議員は1年とおっしゃいますけれども、半年ぐらいでは終わっているかと私は認識しております。ただ、さっき話をした大きい案件につきましては1年くらい、それはかかる案件もあります。その辺はご理解いただきたいと思います。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>13番。</p>

<p>質疑</p>	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>県のほうは公表していない、町は今、三、四件というふうなことであれば、町のほうではそんなにも処理に時間を置くわけじゃないというふうなことで、一定のスピード感を持ってやることは可能じゃないのかなというふうに思いますが、こういうふうな話もあります。</p> <p>先に申請されているのが片づかないと、次のものには行けないんだよというふうなことが、農業者間の中でまことしやかに言われていることもありました。そんなことが本当にあるのかということで、非常にいぶかしく感じましたけれども、そこは担当者としてどういうふうな思いをしていますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>今のご質問は、一番最初の案件が実際に転用の見込みがあって申請を受け付けた段階で意見照会になるわけですけれども、意見照会になった後に申請を受け付けたということだと思います。相談については年間で随時受付をしておりますので、申請につきましては一旦こちらで受けて、例えば農業委員会とか土地改良区とか農協等に意見照会をかけます。その段階でもう既に除外ができる案件ということで進めますけれども、そうなったときには農用地区域の変更であれば、先ほど話をした計画の変更という案件になります。</p> <p>計画の変更の案件はやっぱり複数、何というんですかね、計画の変更が複数並行して動くというのはあまり県のほうが好ましくないということで、例えば1つの案件が進み出したら、県のほうでうちのほうでも30日間の公告とか異議申立てとかに行くわけですけれども、それをまず完結してから次のもの的な、県からそういう指導が入っております。少なくとも公告の期間はダブってはいけないと。1つの案件の公告がかかっている間に、また違う案件がおいらせ町から公告がかかることは避けてほしいと言われましたので、ですのでそういう流れでやってきております。</p> <p>ただ、今お時間もかかるという話もありましたので、これも例えば受付を年に2回とかにして、その年に2回でまとめて申請を受け付ける、相談は当然年間通じて受け付けますけれども、相談して除外の見込みのあるものは年に2回受け付けるとか、というやり方もあると思います。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>ただ、そうなると、転作要件一斉に上がれば、県のほうの審査のほうもそれで時間がかかるので、半年以上の期間のもの、例えば1年かかるというものもあるかもしれません。</p> <p>ただ、ほかの市町村を見てみますとそういうやり方はありますけれども、それは今後ですね、どのようなやり方が最適か研究していきたいと思います。</p> <p>13番。</p> <p>今の答弁、何にしても1つ片づかないと、おいらせ町から上げてほしくないというふうなこと、それが果たして合理的な理由なのかというふうにも思いました。</p> <p>また、半年ぐらいで実際はやっていますよと来ていますよというふうに担当課長は言いましたけれども、そうじゃないんですよ。もう現実に1年以上超えたやつ、私、ここ何年か2つ経験しました。3つか何ぼ申請した中の2つが1年以上かかりました。それは私云々ということじゃなくて、本当に町民のため、町民のいろいろな恩恵を害しているし、それから町のためにとってよくないことだというふうに本当に思います。町がいろいろなことで、町税をはじめとするようなことを考えたら、やっぱりこれはもっともっと早く進めていかなければならないというふうなことというふうに私は思います。</p> <p>1つ片づかないとやれないよというふうな自分たち本位の仕事の都合でもって、行政手続がそういうふうが遅れるということは厳に慎んでくださいよということで、国の行政手続法では定まっております。現にそれを受けて、私どものおいらせ町の行政手続条例の5条とか6条でこういうふうにして、審査の基準はこうですよというふうに、これはもう義務です。法がそういうふうにして設定してくださいということで、審査基準は義務として幾つ幾つあるということで、それは完全としてはあるんだけど、町としてはそれをさらに緩やかにするとか厳しくするということが、それをコントロールして町独自のものをやっていますかということがまず第1点。</p> <p>法に従って、基準はそのまんま何というか、申請者に対してそのまま要件をクリアするよというふうにやっていますかということが1点と、それからもう一つ、何でも手続、申請等が行ったら、</p>
-----------	------------------------------------	--

		<p>町、行政庁の処分としてこういう類いの申請についてはどれくらいの期間を要するという標準処理期間、これが定められているはずです。農業委員会のほうの転用については、もう1か月半から2か月ということで、これが確実に守られているか、何の疑問も感じない。ただ、その前提となるこの農振の除外に関しては、そういうふうなことが決められているということ、今まで一度も目にもしたことはないし、聞いたことも耳にしたこともないというふうなことで、そしてそれらをつくったら、今度はその申請を受け付ける事業所、つまり3階のあそこにこういうふうなことだということで、その決めたことを貼っておいて、それを閲覧に供しなければならないというのが行政手続条例、私どもの条例、それから法の要請です。それがどうも本当に守られているかということに対して私は疑問を感じておりますけれども、そこを2点、審査基準と標準処理期間、これはどういうふうにやっているのかということで2点、お願いいたします。</p> <p>農林水産課長。</p> <p>まず、どういう視点からお伺いしたらいいか、かなり悩ましいなと思うんですけども、まず農地法、農振法という法律が全権的に、この法律につきましては農業振興あるいは従来からの農地を守るというふうなそういうスタンスの法律になります。ですので、どうしても例えば開発とか、そういったのがある場合は県とかは農用地区域は許可しないということで、不許可の例外ですか、そういったものに該当した場合 けれども、その場合のみ許可をするというふうな流れになっております。</p> <p>町の基準といたしましても、特に決まったものはないですけども、例えば農用地区域の中にある土地といいますか、それについてはやはり周辺の農地ですとか、あるいは土地改良区で整備した水路ですとか、いろいろな農業施設にやっぱり処理施設ですとか、そういったものであれば当然許可できないという農業用のそういう処分ができない。さらに担い手の土地の集積化ですとか、農地の効率化ですとか、いろいろあるんですけども、そういったものに該当しない場合のみとかという前提ということで、うちのほうとしてもそこの中の土地は許可しないですけども、外縁部であれば相談してい</p>
答弁	<p>西舘議長</p> <p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	

		<p>けばというふうなことで、そういった許可の基準というものはないんですけれども、ケース・バイ・ケースで今現状、対応してまいる実情となっております。</p> <p>期間につきましても、特に定めたものはございません。こちらのほうとしても申請、相談があった場合は、できるかぎり農業委員会と協議して早くするにはしておりますけれども、どうしても時間がかかる、1年かかるというようなことであれば、それは相談から1年なのか申請から1年かだけでも、取り組まなければというようなことは今後改善していかなければならないというふうに思っておりますので、さっき話をしたように申請の受付みたいに、そういうふうに改善を図っていきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>三村課長、どうもありがとうございました。</p> <p>審査基準と標準処理期間、これについては法の要請ですので研究して、処理期間のほうはちゃんと私の要請に基づいてお願いできないですかというのが私の姿勢です。</p> <p>何にしましても、これは県が一方的に何だかんだということではなくて、やっぱり町がこの計画を策定するということであって、県はあくまでも同意ということがもう法律的にはっきりとしておりますので、その辺、仮にそういうふうなことであるし、また、農地の保護というか、これはもう本当に大切に使いていかなければならないのはさらに分かっているんだけど、やっぱり町長としまして本当にいろいろな地方分権、言われてから久しいですけども、全くそういうのが推進されていないと。分権の移譲をもっと力強く、特にこの件において全国の模範となるように町長が旗振り役を務めて、町独自でやりたいというふうな思いを県をはじめとした関係のところ有机会があったら訴えていきたいということについてはいかがですかということを最後の質問にして、終わります。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長</p>	<p>町長。</p> <p>私も農業者として農地のいろいろな要請があるとき、そういう手</p>

	<p>(成田 隆君)</p>	<p>続をしていろいろなことで業者の方々にもお願いしているんですけども、確かにとはかどらないなという思いは常々感じておりますけれども、ここに座っている者として、また、職員たちが一生懸命動いてくれているなと思うと、そんなにせかすこともできないし、私らとしてもそんなに急ぐことでもないしなという気もしておりますが、西館議員が質問している、あるいは提案したことは、利用する方々にすれば一日も早くその間に物価が上がった、下がるのであればいいでしょうけれども、上がったりにして、例えば余分な出費がかさむとか、そういう部分が出てくれば、1か月、2か月遅ければそういうこともあれば多大な迷惑をかけた、損害をかけたなということになりかねませんので、これからいろいろな部分で事務の方々も今話を聞いていると思いますので、よく調査し、しならばどういう方法でやれば急げるの、あるいは急げないの、あるいは、そしてまた、これはどうしても無理なんだよなというのがあれば、そういう部分を含めて結論を出させて、いいほうに向かう結論であれば早く進めればいいし、また、悪いほうの結論であればそれなりの結果を早めに通知しなければならないし、そういう部分も含めて職員たち、そして我々、副町長を含め全体で調査しながら、この農地問題だけでなくいろいろな部分で我々、気がつかないことで迷惑をかけている部分もあるかもしれませんので、そういうことも含めて改めて気をつけながら、いろいろな部分でいいスクラップってよく我々は表に向かっては言うんですけども、しならば内容はどうだと言われると、心もとない部分はあろうかと思っておりますので、そういう部分も含めて議員の方々には今日のご指摘、要望して下さってよりよい町にしていければいいなと思っておりますので、努力しますのでこれからもご提案をよろしく申し上げます。</p> <p>今日はありがとうございました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>13番。</p>
<p>質疑</p>	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>最後の答弁、町長らしい正直な偽らざる心境だというふうに私としては満足いたしました。</p> <p>次の質問、いつになるか分かりませんが、皆さんにご迷惑をかけないように頑張りますので、よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p>

質疑	西館議長	<p>ここで、時間延長をいたします。</p> <p>これで13番、西館芳信議員の一般質問を終わります。</p> <p>ここで、3時45分まで暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 3時27分)</p>
	檜山副議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 3時45分)</p>
	檜山副議長	<p>議長に代わり、副議長が議事を進行します。</p> <p>休憩前に引き続き、一般質問を行います。</p> <p>5席7番、日野口和子議員の一般質問を許します。7番。</p>
	7番 (日野口和子君)	<p>それでは、7番、日野口和子、一般質問を始めます。</p> <p>その前に、質問事項の4番、「官民一体」、これは正当な言葉遣いではありますが、私が提出した質問には「民官」となっております。ご理解ください。</p> <p>それでは、第1点目、高齢化社会を支える介護現場の現状ということです。</p> <p>(1) 団塊世代が2020年へと進む中、介護現場を支える人たちの人手不足が懸念され、深刻な現状だと聞いております。当町の介護現場の現状はいかがでしょうか。</p>
答弁	檜山副議長	<p>町長。</p>
	町長 (成田 隆君)	<p>日野口さんの通告は2025年となっておりますので、2025年ということで答弁書ができていますのでお答えします。(「どうすればいいの、聞こえない」の声あり)</p> <p>5席7番、日野口議員のご質問にお答えします。</p> <p>介護現場の現状ですが、人手不足により施設の一部サービスを休止している施設や、系列事業所を統合したところなどがあります。</p> <p>また、介護支援専門員や訪問介護員などの有資格者が退職した場合、後任の人材確保に時間を要しているという情報もあり、緊急を要する事態まではいかないものの、多少の人材不足が見られている状況であります。</p>

		<p>以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>7番 (日野口和子君)</p>	<p>7番、日野口議員。</p> <p>一部サービス業が休止しているという予断の許さない現状だと思 いますけれども、2点目、(2)のほうに先に移ります。</p> <p>地域に根差した介護人材の育成は図られているのでしょうか。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>介護人材の育成については、関係機関が一体となって取組が進め られていると把握しております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>7番 (日野口和子君)</p>	<p>7番。</p> <p>図られているとしたら、どのような形で進められているのかお答 え願います。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>介護人材の育成は、基本的には各事業所や施設における人材育成 計画等に沿って、職場内での研修や指導、県や町が主催する外部研 修への参加などにより育成を進めているところです。</p> <p>町では、各事業所の実地指導、専門職種を対象とした研修会の企 画、実施、地域ケア会議などにおける事例検討や課題解決のための 新たな施策検討などを実施し、保健、医療、介護、福祉等の幅広い 専門職の人材育成を支援しております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>7番</p>	<p>7番、日野口議員。</p> <p>ありがとうございました。各事業所や保健所、医療、介護、いろ</p>

	<p>(日野口和子君)</p> <p>檜山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>いろいろ検討されているようですけれども、喫緊な問題だと思えますから、これからもどんどん進めていってほしいと思えます。</p> <p>質問の2番に移ります。</p> <p>高齢者や障害者、交通弱者に対する生活支援事業の展開は。 (「(2)は」の声あり) ごめん。高齢者や障害者、交通弱者に対する生活支援事業を展開する考えは。お答え願います。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>現在、町が実施している高齢者や障害者への生活支援事業は、車椅子相当の方が医療機関通院時に利用することができる外出支援サービス事業、65歳以上の独り暮らしや高齢者世帯、身体障害者などで必要と認められた方への食の自立支援事業、いわゆる配食サービス事業があります。</p> <p>また、商品の購入に関しては、宅配サービスや移動販売事業者の情報を掲載した「暮らしの便利チラシ買い物編」を作成し、必要な方へ配布するようにしております。</p> <p>今後、さらに町民ニーズの把握に努め、生活支援体制整備事業においてサービス内容を検討し、現状に対応した生活支援事業の展開を進めていくことにしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>7番 (日野口和子君)</p> <p>檜山副議長</p>	<p>7番、日野口議員。</p> <p>いろいろと展開されていることは承知しましたけれども、必要な人たちに配っているという話もあるけど、必要以外のそのほかの人たちにも例えばほのぼのの交流員とか地域の人たちにもこの資料、いわゆる何だっけ、配食サービスじゃなくて何、移動スーパーみたいなもの、あるでしょう、あれが私たちに分からないわけ。だから、そういうふうなもの、必要な人たちにだけじゃなくて、その人たち以外にも例えばほのぼのの交流員とか保健協力員、そういう人たちにも配ってもらいたいなということです、そのリスト。</p> <p>介護福祉課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>お答えいたします。 議員ご指摘のとおり、今現在、配布している人が介護保険の事業所の職員、いわゆるケアマネジャーとか、あと民生委員等に配布しているところですが、多様なその地域の支援者等にも配布するようにしていきたいと思っております。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>7番 (日野口和子君)</p>	<p>7番、日野口議員。 ありがとうございます。ぜひとも進めていただきたいと思っております。それでは、(2)番に移ります。 8月11日火曜日付の新聞報道によると、八戸市内と三戸郡内で新型コロナウイルスに対応した生活支援事業の一つとして、タクシー運転手が買物などの代行サービスを担う社会実験をスタートさせたと記載されていました。 社会経済観点からも当町タクシー会社と話し合いの上、サービス事業を展開する必要があると思っておりますけれども、お考えをお示してください。</p>
<p>答弁</p>	<p>檀山副議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>檀山副議長 町長。 お答えします。 当該事業につきましては、青森県三八地域県民局と県タクシー協会が連携して、八戸市内と三戸郡内で買物などの代行サービスを8月10日から8月24日までの間、実施した社会実験だと承知しております。 当町において、現時点での実施は予定していませんが、当該事業の検証結果や町民のニーズを把握し、先ほど答弁しました生活支援体制整備事業の中で実施の有無などについて検討したいと考えております。 以上です。 7番。</p>

<p>質疑</p>	<p>7番 (日野口和子君)</p>	<p>ありがとうございます。どんどん進めていっていただきたいと思 いますし、また、このサービス事業は恒久的であってほしいと願っ ております。</p> <p>3点目の北部地区に郵便局を、質問します。</p> <p>2019年6月議会において、北部地区に郵便局設置を質問しま した。その際、設置に向け働きかけていると答弁をいただきました が、その後の進捗状態はどうでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>昨年の6月定例会の一般質問でも答弁しているとおり、郵便局設 置について機会を見て働きかけを行ってまいりました。</p> <p>本年度も6月30日付で、日本郵便株式会社代表取締役社長と東 北支社長それぞれに宛てて「木ノ下小学校区への郵便局の新規開局 を求める要望書」を提出しております。</p> <p>これに対しまして、7月31日付で東北支社長から回答書が届き、 その内容を要約しますと、「木ノ下小学校区は、今後もさらに郵便 局の利用ニーズが高まる地域であるとの認識から、郵便局の設置に 向けて検討していきたいとの考えで、現在、本社に設置検討を報告 しているところである」とのことでした。</p> <p>ただし、「最終的な意思決定までは時間を要する」とのことです たが、大変前向きな回答であると受け止めております。</p> <p>今後も、木ノ下小学校区に郵便局が一日でも早く開局できるよう、 要望活動を継続するとともに、協議を進めてまいりたいと考えてお ります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>7番 (日野口和子君)</p>	<p>7番。</p> <p>ありがとうございます。光が見えてきたような、そんな思いでお ります。私どもは何かとやるんですけども、三沢局まで、こっち にまで出て本当に大変なんです。ですから、一日も早い設置をお 願いいたします。</p> <p>次、質問事項の4番目です。</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p>	<p>ここに「官民一体となったコロナウイルス対策の措置」ということで、ここは私の当初の質問どおり「民官」とさせていただきます。</p> <p>(1) 夏休みやお盆、夏季休業等により帰省時期と重なり、人の動きがあった時期、特に教育現場においては本当に大変なご苦労があったのではないかなと推察しております。ご苦労さまです。</p> <p>我々町民もしかり、当局でもさらなる安全対策を取る必要があると思いますし、以前まちづくり防災課で行っていた町内放送、あれ、本当に毎日毎日聞くたびにありがたいと思って聞いていましたし、守られているんだなという、しみじみした思いを今でも持っております。ですから、まだまだこれからコロナ終息とはいきませんので、これを続けていく考えはないか、お答え願います。</p>
	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応については、さきの議員全員協議会でご報告しておりますが、国、県の動きや感染状況等を踏まえつつ、危機感を持ちながら感染予防対策や経済対策に取り組んでいるところであります。</p> <p>特に感染予防対策については、町民一人一人のご理解と取組が大変重要であり、日常生活においてしっかりと行っていただいたことにより感染を防ぐことができしております。この場を借りて心から感謝申し上げます。</p> <p>ご質問の防災無線による放送であります。これまでも状況等を踏まえ、必要に応じて行っており、無線放送以外にも毎月の町広報への連載、町ホームページへの掲載等も行ってあります。</p> <p>町民の皆様への情報提供、お知らせは重要であると考えており、今後についても、状況を見ながら無線放送も含め様々な媒体を活用して必要に応じた対応を取りたいと考えております。</p> <p>以上です。(「ありがとうございます。私がお願いするのは……」の声あり)</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>7番、ちょっと待ってください。指名しますので。</p> <p>7番、日野口議員。</p>

質疑	7番 (日野口和子君)	<p>いいですか。7番、日野口議員、一般質問を繰り返します。質問じゃない。</p> <p>防災課で行っていたコロナ対策についてのあの放送、覚えていますか。あれをもう一度やってもらえないかなと。せめて1週間に一、二回でもいいですし、毎日できればいいんですけども、一、二回でもいいし、1回でもいいから、放送することによって、ああ、気をつけなきゃならないという意識も高まってくると思うんですよ。それをお願いしたいと思っています。</p>
答弁	<p>榎山副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>町長の答弁にもありましたとおり、必要に応じて状況を見ながらやっていきたいと思っております。毎日のように様々な情報、防災無線で流しておりますので、ちゃんとしっかりと内容を町民の方にも伝えておきたいので、こちらのほうである程度選別、選定をして町民の方々に無線放送として情報をお届けしたいと考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	7番 (日野口和子君)	<p>榎山副議長</p> <p>7番、いいですか。7番。</p> <p>必要に応じて放送されているのは聞いています。大切に思っています。私が言いたいのは、このコロナウイルスに対することを週に2回、最低でも1回でもいいからできないかなということ、注意喚起できないかなということなんですよ。</p>
答弁	<p>榎山副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>これまで防災無線を活用してコロナウイルス関係のことをお流したのは、県内に初めて感染者が発生したとき、それは3月の下旬でありました。その後は、4月に入りまして、それこそ全国でコロナ感染者が増えて緊急事態宣言を国で宣言して、青森県でもその措置を対応したときに流してございます。</p>

		<p>よって、毎週毎週同じことを流すよりは、タイミングを見てきちんと流したいと思っておりますし、町長の答弁にもありましたとおり、無線放送以外にも町広報のほうにも毎月のように連載で流しております。</p> <p>それから、日野口議員の今回の一般質問のテーマのほうにも官民一体とございますが、毎朝NHKのニュースのほうでもコロナ関係の感染予防のところ、ニュースで流していただいたりしておりますので、それこそ行政のみならずいろいろな媒体を通じて住民の方々に気をつけなければいけないこと等、情報が流れていますので、そういった中で捉えていただければよろしいかなというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
	檜山副議長	7番、よろしいですか。
質疑	7番 (日野口和子君)	<p>毎朝NHKでと。私は見ていないし聞いていないから分からないんですけども、これで質問を閉じます。時間も時間ですから。</p> <p>ありがとうございました。</p>
日程終了の告知	檜山副議長	<p>これで、本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>以上で、本日の会議を閉じます。</p>
次回日程の報告	檜山副議長	あした8日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問及び議案審議を行います。
散会宣告	檜山副議長	<p>本日は、これで散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(散会時刻 午後 4時04分)</p>
	事務局長 (赤坂千敏君)	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p>